
第2部

平成14年度に講じた男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策

第1章

男女共同参画社会に向けた 施策の総合的な推進

第1節 ■ 国内本部機構の組織・機能強化

1 男女共同参画会議の機能発揮

(1) 男女共同参画会議の活動

内閣府に設置された重要政策に関する会議の一つである男女共同参画会議は、内閣総理大臣や議長である内閣官房長官・男女共同参画担当大臣のリーダーシップの下、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方

針、基本的な施策及び重要事項などについて調査審議を進めてきた。

平成14年度は、14年4月1日の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」）」（平成13年法律第31号）の完全施行も踏まえ、4月に「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行に向けた意見（その2）」を決定し、関係各大臣に意見を述べた（第2-1-1表）。

第2-1-1表 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行に向けた意見（その2）（平成14年4月2日男女共同参画会議決定）

この意見は、平成13年10月3日の意見と合わせて一つの内容を構成するものであり、調査研究の進め方や民間団体に対する援助の在り方を述べたものである。

調査研究については、既存の調査の把握や実施時の連携、被害者及び加害者の実態等に関する調査研究の必要性などが盛り込まれている。

また、民間団体に対する援助の在り方については、迅速かつ継続的な情報提供や、財政的援助に関する環境整備などが盛り込まれている。

平成14年7月には、「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見」として、「国の審議会等委員への女性の参画の促進」、「女性国家公務員の採用・登用等の促進」及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について（13年7月6日閣議決定）に係る施策」について、13年度におけるその実施状況を監視し、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べた（第2-1-2表）。併せて、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する平成14年度の活動方針について」を決定した。

平成14年10月には、「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」を決定し、今後、関係者が取組を推進する上で重要だと考えられる事項について、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べた（第2-1-3表）。

第2-1-2表 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見（平成13年度）（平成14年7月15日男女共同参画会議決定）

この意見では、以下の3施策について、平成13年度の実施状況を監視し、今後の取組に向けて留意することが重要な事項について述べている。

- ①「国の審議会等委員への女性の参画の促進」については、
 - 目標の早期達成を図るためには、今後一層の努力が必要。
 - 女性割合が低い審議会については、短期的には、民間団体の各種研究会等における参加者も視野に入れて専門知識・技術を有する女性を発掘、育成する等により、現状よりも女性委員の割合を高めるよう取組を推進し、中長期的には、女子学生の専攻や進路の選択、職場における女性の登用の段階からの課題を分析し、女性の人材育成策を検討すべき。
- ②「女性国家公務員の採用・登用等の促進」については、
 - 各府省において、女性国家公務員の採用・登用拡大の具体的取組状況を毎年適切に把握し、評価した上で、必要があると認めるときには、採用・登用拡大の目標及び具体的取組について見直しをすることが必要。
- ③「仕事と子育ての両立支援策の方針について」に係る施策については、
 - 職場改革のための事業主の意識啓発、企業の両立指標の開発に早期に着手することが必要。
 - 待機児童解消に向けた道筋をつけるため、今後とも待機児童の多い市区を中心に、待機児童解消に向けた方針、潜在的保育需要の見込み等についてヒアリングを行い、全国的な情報を把握することが必要。

第2-1-3表 男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見（平成14年10月17日男女共同参画会議決定）

この意見では、施策についての苦情処理に関する取組の推進方策として、①苦情処理体制の枠組みの構築と関係機関の連携・協力体制の強化、②施策についての苦情の処理に従事する者の知識・技能の向上及び活動の活性化に向けた推進方策が記述されている。

また、人権侵害における被害者の救済に関する取組の推進方策については、①救済にかかわる各種機関の連携強化と地域における効果的な支援体制の構築、②被害者救済にかかわる者の知識・技能の向上及び活動の活性化に向けた推進方策が記述されている。

さらに、個人のライフスタイルの選択に対する中立性等の観点から、税制・社会保障制度・雇用システムについて調査審議を行っており、また、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる活力ある社会の構築に向け、女性の多様な能力をいかせるよう、様々な分野への「女性のチャレンジ支援策」について調査審議している。

(2) 各専門調査会の活動

基本問題専門調査会では、平成14年1月の小泉総理大臣の指示を受け、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会の構築に向け、女性の新しい発想や多様な能力をいかせるよう様々な分野へのチャレンジ支援策について検討を進めているところである。具体的には、経済、農林水産、研究、各種団体、地域社会、行政等の各種分野における女性のチャレンジを支援するための方策について検討

を進めているところであり、10月の「女性のチャレンジ支援策について 中間まとめ」等を踏まえ、報告書を取りまとめている。

女性に対する暴力に関する専門調査会では、配偶者間の暴力を始めとして、売買春、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント及びストーカー行為等など、女性に対する暴力全般について検討を進めている。

苦情処理・監視専門調査会では、平成14年度に重点的に監視する施策として、男女共同参画基本計画の重点目標2「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」に掲げる「男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供」及び重点目標11「地球社会の『平等・開発・平和』への貢献」に掲げる施策について、調査検討を進めている。

影響調査専門調査会では、引き続き、特に女性のライフスタイルの選択に影響の大きい税制、社会保障制度、雇用システムについて重点的に取り上げて調査検討を行い、報告を取りまとめた。

2 総合的な推進体制の整備・強化等

(1) 男女共同参画基本計画の推進

政府は、「男女共同参画基本計画」に沿って、関係行政機関が連携を保ちつつ、総合的に諸施策を推進している。

(2) 年次報告等の作成

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第76号）第12条に基づき、「平成13年度男女共同参画社会の形成の状況に関する年次報告」及び「平成14年度において講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」（男女共同参画白書）を作成した。

(3) 国際機関・諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進

男女共同参画社会の形成の促進に関する各種国際会議への出席、相互交流、インターネ

ット等を活用した情報交換を通じて、国際機関、諸外国の国内本部機構の連携・協力を努めた。

(4) 男女共同参画担当大臣

平成4年の宮澤内閣の改造に際し、女性問題を総合的に推進するための行政各部の所管する事務の調整を行う女性問題担当（旧婦人問題担当）大臣が置かれ、内閣官房長官が指定された。以後歴代内閣において女性問題担当大臣が置かれていたが、9年9月の内閣改造以来内閣官房長官が「男女共同参画担当」に指定されている。

平成13年1月以降は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）に基づく特命担当大臣として男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案及び総合調整を行っている。

(5) 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の開催

男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）は、閣議決定に基づき、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官・男女共同参画担当大臣を副本部長とし、特命担当大臣を含む全閣僚を本部員として内閣に設置されている。本部には、男女共同参画担当官が置かれ、本部員を補佐するとともに関係行政機関において所要の調整の事務を行っており、また、関係行政機関相互の機動的な連携を図るために、男女共同参画担当官会議が置かれている。

平成14年度は、本部決定に基づき、「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されたほか、国の審議会等における女性委員の登用の促進や女性国家公務員の採用・登用等の促進に向け、取組を推進している。

(6) 行政相談委員、人権擁護委員等の活用

政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済については、行政相談委員、人権擁護委員に対し、男女共同参画に関する認識を高めるため、引

き続き研修及び情報提供の充実を図るとともに、こうした実施状況を踏まえ、地方公共団体との緊密な連携を図っている。

第2節 ■■ 調査研究、情報の収集・整備・提供

(1) 男女共同参画社会の形成に関する調査研究
内閣府では、個人のライフスタイルの選択に大きなかかわりを持つ社会制度について、総合的な視点からの検討を行うため、「男女共同参画社会に関する国際比較調査（平成14年度）」を行った。

(2) 情報の提供、広報・啓発活動

ア 国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供

内閣府では、国連婦人の地位委員会、女子差別撤廃委員会、欧州連合（EU）、欧州評議会（CE）等の取組や、アジア太平洋経済協力（APEC）、各種地域機関、諸外国における先進的な取組の動向について情報を収集・整備し、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の報告会、政府の広報誌、インターネット等を通じて、情報を提供している。

イ ホームページなどによる情報の提供

内閣府では、インターネットホームページを通じて、国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取組に関する情報を提供しているほか、本ホームページを男女共同参画に関する総合的な情報交流の拠点とするべく、一層の充実を図っている。

ウ 広報・啓発活動

男女共同参画推進本部、地方公共団体、女性の団体等の活動状況等を関係機関及び一般に知らせるため、男女共同参画推進本部ニュース「えがりて」を隔月発行するとともに、平成14年7月には、男女共同参画の総合情報

誌「共同参画21」を刊行した。また、海外に我が国の女性の現状を紹介するため毎年1回「Women In Japan Today」を発行し、各国政府や国際機関等に配布している。

第3節 ■■ 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

(1) 都道府県・政令指定都市における男女共同参画に関する行政の推進状況

地方公共団体においても地域の特色をいかした男女共同参画社会の形成に関する行政が推進されている。

全都道府県・政令指定都市に男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する部課（室）が置かれ、このうち、男女共同参画（男女平等）等を名称に冠した課（室）は42都道府県、すべての政令指定都市に設置されている。

(2) 地方公共団体に対する支援の強化

平成14年度より、住民に身近な行政に携わる地方公共団体職員等を対象に、国の施策等について理解を深めるため、男女共同参画に関する「基礎研修」及び「政策研修」を実施している。

また、各地域での取組の促進、気運を広く醸成することを目的として、「男女共同参画フォーラム」を開催しているほか、市区町村において、男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励することを目的として「男女共同参画宣言都市奨励事業」を引き続き実施するとともに、男女共同参画宣言都市奨励事業を実施した地方公共団体の首長等による「男女共同参画宣言都市サミット」を開催している。

(3) NGOとの連携の強化

各界各層との情報・意見交換やNGO相互間の交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）を開催したほか、平成14年度は参加団体の目的、組織、事業概要、男女共同参画に関する活動状況についてまとめた資料集を作成した。

(4) 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

『男女共同参画週間』について」（平成12年12月男女共同参画推進本部決定）に基づき、13年度より6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施している。この期間内において、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催や「男女共同参画社会づくり功労者内閣官房長官表彰」を始めとして、全国的に各種行事を行い、広報啓発活動を行っている。

また、各地域の若年層における男女共同参画社会づくりに向けての気運の醸成・意識の浸透を図り、全国各地における男女共同参画社会の形成に向けた取組を促進することを目的に、男女共同参画ヤングリーダー会議を実施した。

第2章

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第1節 ■ 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

1 国の審議会等委員への女性の参画の促進

政府は、国の審議会等委員における女性の登用の促進について、男女共同参画推進本部が決定した「平成17年（西暦2005年）度末までのできるだけ早い時期に」、「30%を達成するよう鋭意努めるものとする」という目標の達成に向け、取組を推進している。

文部科学省では、平成14年9月9日に開催された文部科学省男女共同参画推進本部において、審議会等における女性委員の割合について、政府の目標を2年前倒しして15年度末までのできるだけ早い時期に30%を達成することを決定した。さらに、審議会等だけでなく、懇談会等行政運営上の会合についても女性委員の割合を高めるよう決定した。

日本学術会議においては、平成12年6月に定めた「女性会員比率を今後10年間で10%まで高める」という目標に向け、女性科学者の登用に努めている。

2 女性国家公務員の採用・登用等の促進

各府省は、人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」及び男女共同参画推進本部が決定した「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」に基づき、女性職員の採用・登用状況についての現状把握及び分析を行い、その結果を踏まえ、2005（平成17）年度までの目標を設定した「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、女性の採用・登用の拡大に向けての取組を推進している。

人事院においては、各府省の取組状況につ

いて調査を行い、公表するとともに、各府省の人事担当課長等から構成する「女性職員の採用・登用拡大推進会議」等を開催し、指針に基づく施策の実施状況等について情報交換等を行った。また、女子学生を対象とした募集活動、女性職員を対象とした研修を実施するなど、女性国家公務員の採用・登用の拡大に向けて総合的かつ計画的な取組を推進している。

第2節 ■ 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

1 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援

内閣府では、地方公共団体に対して、有識者等の人材に関する情報提供を行っている。

2 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等

総務省においては、地方公共団体に対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める平等取扱いと成績主義の原則に基づき、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう要請を行っている。

警察では、男女共同参画社会の実現についての理解を深めさせるため、都道府県警察の幹部警察職員を対象として、警察大学校警部任用科等における研修の機会に、男女共同参画に関する施策についての教育を実施している。

第3節 ■ 企業、教育・研究機関、 その他各種機関・団体等 の取組の支援

文部科学省では、大学における女性教員の採用の意義にかんがみ、各大学において男女共同参画の視点に立った教員採用が行われるよう、各種会議等の機会を通じて関係者に対し配慮を促している。

また、平成14年11月から「女性の多様なキャリアを支援するための懇談会」を設置し、15年3月には「多様なキャリアが社会を変える」第1次報告（女性研究者への支援）を取りまとめ、大学・研究所等で女性研究者等が活躍できる環境づくり等に関して提言を行った。

いる女性に関する各種データベースを女性の人材情報としても利用できるように、データの蓄積を推進している。

第4節 ■ 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

1 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施及び情報・資料の収集、提供

内閣府では、「女性の政策決定参画状況調べ」を取りまとめ、公表している。

2 政策・方針決定過程の透明性の確保

総務省では、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）の的確な運用に努めている。また、政策評価制度に関しては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）を14年4月1日に施行し、現在、各府省及び総務省は、法及び基本方針（13年12月閣議決定）の枠組みの下で政策評価に取り組んでいる。

独立行政法人国立女性教育会館女性情報センターでは、インターネットのホームページ（<http://www.nwec.jp>）上で公開して

第3章

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し，意識の改革

第1節 ■ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

1 家族に関する法制の整備

法務省では、婚姻及び離婚制度について、男女平等などの見地から、平成8年2月の法制審議会答申（「民法の一部を改正する法律案要綱」）を踏まえ、検討を行った。また、同答申及びそのうちの選択的夫婦別氏制度の概要について、ホームページへの掲載を通じ、広く国民にその内容を公開している。

2 個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討

(1) 影響調査専門調査会の報告

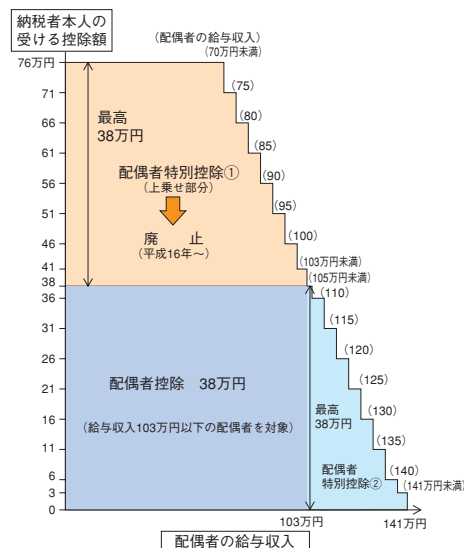
男女共同参画会議影響調査専門調査会が平成14年12月に取りまとめた、「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告では、諸制度・慣行の中には、現在のライフスタイルに適合しないものや、女性の就業の妨げや男性のライフスタイルの選択を狭めているものがあるため、個人のライフスタイル選択にできる限り中立性を確保する必要があると、生涯の各段階ごとに現状を精査し、男女間賃金格差や子育てを終えた後の再就業問題、中高年女性の非正規雇用の多さなどを指摘した。その上、制度・慣行を必要に応じ個人単位に見直すことなどを基本的な考え方とし、各制度の改革の具体的方向として、①公的年金に関しては、所得分割の検討、遺族年金の中立性の確保、短時間労働者への厚生年金の適用拡大について検討すること、②税制に関しては、配偶者控除・配偶者特別控除について、国民の負担に与える

影響を調整するよう配慮しつつ、縮小・廃止すべきこと、③雇用システムに関しては、企業の家族手当を、企業側が一方的に内容を決めて提供するのではなく、雇用される労働者側の選択を拡大する形に切り替えること、などの提案を行った。引き続き、より雇用システムに力点をおいて検討を行っている。

(2) 税制の整備

平成15年度税制改正において、現状では共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになってきていること、女性の就業に関する選択等に中立的でないといった指摘もあること等を踏まえ、配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分について廃止された（第2-3-1図）（なお、この改正は、平成16年分以後の所得税及び17年度以後の個人住民税について適用される。）。

第2-3-1図 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（配偶者が給与所得者の場合）



第2節 ■ 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

1 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
平成13年度より、6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施しており、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、全国的に各種行事を行い、広報啓発活動を行っている。

厚生労働省では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）を一層定着させ、男女の均等取扱い等の確保を図るため、労使を始め関係者に対して、第17回男女雇用機会均等月間（6月）を中心にあらゆる機会をとらえて効果的な広報啓発活動を実施している。

法務省では、全国の人権擁護機関（法務省人権擁護局、8法務局、42地方法務局、284支局、1万4,178名の人権擁護委員（平成14年度））において、男女共同参画に関する国民の認識を深めるため、「人権教育のための国連10年」国内行動計画における取組や「人権週間」等の多様な機会を通じて、全国的に啓発・広報活動を推進している。

2 多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進

一般国民、地方公共団体、行政機関の連携を図り、全国及び地域での取組を推進するため、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」、「男女共同参画宣言都市奨励事業」及び「男女共同参画フォーラム」を開催した。

また、男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）の活動を通じ、幅広く各界・各層との情報・意見交換を行った。

第3節 ■ 法識字の強化及び相談の充実

法務省の人権擁護機関においては、常設の人権相談所のほか、女性の人権問題に関する専用の電話相談窓口である「女性の人権ホットライン」などを通じ、幅広く人権相談に応じている。また、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、その内容を充実させるよう努めている。

第4節 ■ 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

(1) 統計調査等の充実

総務省では、統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計調査の実施についての審査・調整等の際にジェンダーに配慮している。

独立行政法人国立女性教育会館では、女性及び家族に関する統計データベースの更新を行うとともに、インターネットのホームページによりデータを提供している。

厚生労働省では、働く女性に関する動きを取りまとめ「働く女性の実情」として毎年公表している。また、「女性と仕事の未来館」のホームページ（<http://www.miraikan.go.jp>）において、働く女性に関する統計・調査・研究についての最新情報を公開し提供を行っている。

(2) 無償労働の数量的把握の推進

総務省では、国民の生活時間の配分及び主な活動を明らかにするための調査として平成13年に実施した社会生活基本調査の結果を公表し、家事、育児、介護・看護等無償労働の時間量の実態把握に資する基礎資料を提供している。

第4章

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第1節 ■ 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

1 男女雇用機会均等法の履行確保

(1) 均等取扱いのための行政指導等の実施

厚生労働省では、男女差別的な取扱いを実施している企業に対して、都道府県労働局長の助言、指導、勧告により男女雇用機会均等法違反の是正を図るとともに、採用、配置、昇進等における男女労働者間の格差が大きい企業に対しては、女性の採用拡大、職域拡大、管理職の登用等に向け、積極的取組（ポジティブ・アクション）を行うよう促している。

(2) セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の徹底

厚生労働省は、事業主のセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮を徹底するため、男女雇用機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）の内容について一層の周知を図るとともに、措置を講じていない事業主に対しては行政指導により措置の実施を求めている。

また、平成14年度には、自主点検表を作成・配布し、企業が自主点検表を活用して実効ある防止対策を講じるよう促している。

(3) コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底

厚生労働省では、コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対し、「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」

の周知徹底を図るとともに、留意事項に沿った制度運用を行うよう指導を行っている。

(4) 個別紛争の解決援助

厚生労働省では、女性であることや妊娠・出産を理由とする解雇等の男女差別的取扱いに関する女性労働者と事業主との間の個別紛争については、都道府県労働局長による助言、指導、勧告及び機会均等調停会議の調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

また、これらの措置が十分活用されるよう、個別紛争解決援助制度について、女性労働者等に積極的に周知している。

(5) 女子学生の就職問題に関する施策の推進

厚生労働省は、企業の募集・採用における男女差別的取扱いに対して是正指導を行うとともに、企業の採用担当者等に対して男女雇用機会均等法に基づく男女均等な選考ルールの徹底を図るための啓発指導を実施している。

また、採用実績に男女差が大きい企業に対しては女性の採用拡大についてのポジティブ・アクションに取り組むよう指導を行っている。

(6) 女子船員の待遇の確保対策

男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について、周知や指導等を引き続き行い、女子船員がその能力を十分に発揮する機会を確保するための環境の整備及び女子船員の地位の一層の向上に努めている。

2 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進

厚生労働省は、男女労働者間の格差が大きい企業に対して、ポジティブ・アクションを行うよう促すほか、具体的取組方法についての相談、情報提供等を実施し、企業での取組を促進している。

また、ポジティブ・アクションの取組を一層広く普及させていくため、経営者団体と連携し、女性の活躍推進協議会を開催している。同協議会では、平成14年4月に、企業がポジティブ・アクションに主体的に取り組むことを促すための「ポジティブ・アクションのための提言」を取りまとめ、さらにポジティブ・アクションの取組を全国的に広く普及するため、都道府県ごとに「女性の活躍推進協議会」を開催している。

さらに、女性労働者の能力発揮を促進し、その活用を図るため、ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業に対し、「均等推進企業表彰」（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）を実施している。

3 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討

厚生労働省では、我が国の男女間の賃金格差問題について、その要因の分析、企業における賃金・処遇制度が及ぼす影響等を把握するとともに、格差を縮小するための取組の在り方について検討を行ってきたが、平成14年11月に報告を取りまとめたところであり、今後はこの検討結果を踏まえ、男女間の格差解消に向けた取組を進めることとしている。

また、平成9年男女雇用機会均等法改正時の国会の附帯決議に盛り込まれた残された課題及び男女雇用機会均等法の施行状況を踏まえ、14年11月から有識者による男女雇用機会均等政策研究会を開催し、片面性、間接差別、ポジティブ・アクション及び妊娠・出産等を理由とする差別的取扱いについて検討を行っ

ているところである。

第2節 ■ 母性健康管理対策の推進

(1) 労働基準法上の母性保護

厚生労働省では、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められた母性保護規定（産前・産後休業、妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限等）が遵守されるよう、事業主に対し、監督、指導等を行っている。

(2) 男女雇用機会均等法上の母性健康管理

男女雇用機会均等法により事業主の義務とされている妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置について周知徹底を図るとともに、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるようにするため、医師等の指導事項を事業主に明確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用の促進を図っている。

また、都道府県労働局に母性健康管理指導医を配置するとともに、女性労働者の妊娠中及び出産後の健康管理その他母性保護に関し、事業主等への集団指導等を行っている。

なお、事業所内の産業医等産業保健スタッフへの研修を実施するとともに、小規模事業所の事業主、女性労働者等を対象とした母性健康管理相談事業を実施している。

(3) 女子船員に対する保護

船員法（昭和22年法律第100号）の規定の遵守を図るとともに、男女雇用機会均等法に基づく「妊娠中及び出産後の女子船員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成10年運輸省告示第23号）に基づき、女子船員の母性保護について事業主が適切な措置を図るよう努めている。

第3節 ■ 女性の能力発揮促進のための援助

1 在職中の女性に対する能力開発等の支援

(1) 情報提供、相談、研修等の拡充

厚生労働省では、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図っている。また、「女性と仕事の未来館」において、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、働く女性に関する情報の提供等を行い、働く女性の支援事業を総合的に実施している。

(2) 公共職業訓練等の推進

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者、学卒者等に対する職業訓練を実施している。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、キャリア形成促進助成金の活用等のほか、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣などを行っている。さらに、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行っている。

(3) 労働者の自発的な職業能力開発の推進

労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成、情報提供・相談援助等を行っている。

(4) 女性の能力発揮の支援のための調査研究

経済産業省では、高い就業意欲を持つ女性・高齢者が円滑に労働市場へ参入し、その能力を最大限発揮できる環境整備の在り方について調査研究を行っている。

2 再就職に向けた支援

育児・介護等のために退職し、将来的に再就職を希望する者に対し、セミナーの実施、情報提供、自己啓発への援助を行うほか、再

就職準備のための情報及び仕事との両立に役立つ育児・介護情報をインターネットで総合的に提供している（「フレフレネット」）。

両立支援ハローワークにおいては、就業の意欲と能力がありながら育児・介護・家事の負担のためにすぐには就業できない者等に対し、育児・介護・家事と職業の両立を支援している。

第4節 ■ 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

1 パートタイム労働対策の総合的な推進

(1) パートタイム労働法及び指針の周知・徹底等

厚生労働省では、「パートタイム労働旬間」（11月1日～10日）を中心に、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）及び同法に基づく「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」（平成5年労働省告示第118号）に基づき指導等を行っている。

また、通常の労働者との均衡を考慮した雇用管理の基本的な考え方について、事業主、事業主団体、労働組合等に対し「パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告」（平成12年4月）及び「パートタイム労働研究会報告」（14年7月）の内容について情報提供を行っている。同年9月からは、これを踏まえて、労働政策審議会雇用均等分科会で通常の労働者とパートタイム労働者との間の公正な処遇問題を中心に、今後のパートタイム労働対策の方向について検討を重ねてきたところであるが、その結果を15年3月に報告書として取りまとめた。この結果を踏まえ、パートタイム労働対策に取り組んでいくこととしている。

短時間労働援助センターにおいては、雇用するパートタイム労働者に一定の雇用管理面での改善を図る等他の事業主の模範となる取組を行う中小企業事業主やパートタイム労働

者の雇用管理改善等のための活動に取り組む事業主団体に助成金を支給している。また、雇用管理アドバイザーによる情報提供、相談援助を実施するとともに、事業主による自主点検を行っている。さらに、パートタイム労働者の能力活用に関する業種別使用者会議を開催し、パートタイム労働者の能力活用を図るための環境整備を行っている。

(2) パートタイム労働者の雇用の安定

パートタイム雇用に関する職業紹介サービスを提供するパートバンク及びパートサテライトを増設し、パートタイム雇用に係る円滑な需給調整を推進している。

(3) パートタイム労働者に対する能力開発

公共職業能力開発施設においては、パートタイム等の短時間の就労を希望する者に対し必要となる基礎的な能力を身に付けさせるための短時間の職業訓練を実施している。

2 労働者派遣事業に係る対策の推進

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、適正な事業運営が確保されるよう派遣元事業主、派遣先等に対し、制度の周知及び指導の徹底を図るとともに、公共職業安定所において派遣労働者等からの苦情相談に対応している。

また、労働者派遣制度等の民間労働力需給制度全体の在り方について検討を進め、平成14年12月26日に労働政策審議会から厚生労働大臣あて、職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正について建議が行われた。

3 女性起業家、家族従業者等に対する支援

経済産業省では、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫を通じた、優遇金利適用や担保徴求免除の特例等を旨とする融資制度を創設し、女性による開業・創業の支援を行っている。

また、日本商工会議所等が開催している、創業に向けて具体的なアクションを起こそうとする女性を対象とした創業塾等、能力開発支援のための事業に対する補助を行っている。

さらに、新事業創出促進法の一部改正による、商法上の最低資本金規制（株式会社1,000万円、有限会社300万円）の特例措置を実施することにより、会社設立のためのハードルを引き下げるとともに、女性も起業しやすい環境整備を行っている。

厚生労働省では、「女性と仕事の未来館」において、女性起業家等に対し、個別相談や女性起業家との交流を含めたセミナーの開催等支援事業を実施している。

4 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策の推進

(1) テレワーク・SOHOの普及促進

国土交通省、総務省、厚生労働省、経済産業省は連携して、全国的なテレワーク人口調査を始めとする実態調査を実施するとともに、テレワークの推進のための総合的な支援方策の検討を行っている。

総務省では、地域活性化、雇用機会拡大等を目的に、国の財政的支援措置として「テレワークセンター施設整備事業」を実施するとともに、官民におけるテレワーク導入の気運を高める啓発、周知活動等の普及促進を行っている。また、SOHOや在宅テレワーカーのサポートに資する高度な情報通信システムを構築・展開していくための研究開発を通信・放送機構を通じて実施している。

また、テレワーク・SOHOの支援施設の整備に対する日本政策投資銀行等による融資を実施している。

経済産業省では、SOHO事業者の活動を支援するため、SOHO事業者と発注者側企業の仲介機能（エージェント機能）の強化等を推進している。

国土交通省では、女性や高齢者等がテレワークを気軽に実施することができる環境を整

備している。また、エッセイコンテスト及び記念セミナーの実施により普及啓発活動を行っている。

厚生労働省では、在宅勤務等テレワークの適正な労務管理の下での普及を図るため、引き続きシンポジウムの開催等普及啓発事業を行うほか、「テレワーク相談センター」において相談等を実施している。

また、非雇用型で、文章入力、テープ起こし等比較的単純・定型的な作業を行う在宅ワーカーに対し、契約をめぐるトラブル等の発生を未然に防止するため、契約に係る最低限のルールを定めた「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の自主点検票を活用し、ガイドラインの遵守徹底を図っている。

さらに、在宅ワーク希望者や初心者を対象に、在宅ワーカーとして必要な心得や能力を自己診断するシステムをインターネット上で公開する等の支援事業を実施している。

(2) 家内労働者の労働条件の改善

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保及びいわゆる「インチキ内職」の被害防止等を推進し、委託者、家内労働者に対し、家内労働法（昭和45年法律第60号）の周知徹底を図っている。

(3) ワークシェアリングについての検討

多様な働き方の選択肢を拡大する多様就業型ワークシェアリングについては、平成14年12月26日に「多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使合意」を厚生労働省、日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会の間で取りまとめた。この中で、政労使は、多様な働き方とワークシェアリングに関する事項について課題を整理し、それぞれの立場で、着実に具体化を進めていくことに合意した。

第1節 ■ あらゆる場における意識と行動の変革

経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営を育成するため都道府県、市町村の各段階で推進体制を整備し、農村における女性の農業経営及びこれに関連する活動への参画を促進するとともに、農村女性が持てる能力を十分に発揮できる条件整備を進めるため、女性農業者の参画の促進に係る中期的なビジョン・目標、年度活動計画等の策定を推進した。また、「農山漁村女性の日」（毎年3月10日）を活用した啓発活動を行った。

このほか、全国青年・女性漁業者交流大会の開催、女性漁業者グループによる研究・実践活動の促進、活動PR事業を実施している。

第2節 ■ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

都道府県において策定された農山漁村の女性の参画目標の達成に向け、学習会の開催等や夫婦セミナーの開催等の啓発活動等を実施するとともに、市町村においても参画目標の策定とその達成に向けた啓発活動等を実施している。このほか、男女共同参画社会の形成に向けた普及活動マニュアルを策定する等の農業改良普及組織を通じた活動を展開した。

第3節 ■ 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

地域の活性化に役立つ女性農業者による起

業活動を支援している。

高付加価値化やIT化の推進による販売の拡大や起業活動の高度化を図るとともに、地域の活性化に役立つ起業家の育成を進めるため、欧州先進国において、認定農業者を対象とした有機畜産・加工経営等の実践研修を実施した。

さらに、担い手の創意工夫による農産物の加工等の取組に必要な資金が手当てされるよう農業改良資金を見直す中で、女性起業向けの優先枠を設定した。

第4節 ■ 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

女性が住みやすく生き生きと活動しやすい環境づくりを推進するとともに、農林水産業・農山漁村に関心のある都市の人々が就業・定住しやすい環境づくりを進めている。

また、女性農業者自らのライフステージに応じて出産・育児期にある女性の農業経営参画が可能となるよう経営管理等の研修、母性保護のためのセミナーの開催等を行ったほか、女性農業者の子育てと農業活動の両立及び経営参画への総合的な支援等を行う施設（女性アグリサポートセンター）を整備している。

さらに、少子化の農山漁村社会への影響についての予測及び少子化への取組に関する優良事例の収集・普及により、地域の実情に適合した取組を促進している。

また、森林体験活動の受入体制を整えるため、女性を含めた指導者の募集・登録、情報提供システムの整備等を推進している。

第5節 ■■ 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

高齢者の自立的活動を促進する一環として、平成14年度より、新たに地域での世代間交流を促進するとともに高齢化社会に対応した新規健康志向食品の評価・製造技術の開発を支援している。

第1節 ■ 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

1 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

総合的な少子化対策の指針として策定された「少子化対策推進基本方針」（平成11年12月少子化対策推進関係閣僚会議決定）及びこの基本方針を受け、具体的な実施計画として策定された「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（11年12月大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）に基づき、総合的な少子化対策の推進を図っている。

平成13年7月、男女共同参画会議の意見を踏まえ、閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策について」に基づき、政府として取組を推進している。14年7月、男女共同参画会議は、本閣議決定に係る施策について、その実施状況を監視し、今後の取組に向けて留意することが重要とされる事項について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べた。

厚生労働省では、少子化は今後一層進行するとの予測を踏まえ、平成14年5月に内閣総理大臣から厚生労働大臣に対し、「これまでの少子化対策のどこが不十分なのか、またさらに対応すべきは何なのか」について改めて点検し、厚生労働省の枠を超えた幅広い分野について検討するよう指示を受け、従来の取組に加え、もう一段の少子化対策が必要との認識に立ち、関係省庁の協力を得ながら、同年9月に「男性を含めた働き方の見直し」や「地域における子育て支援」といった新たな

観点からの施策も盛り込まれた「少子化対策プラスワン」を取りまとめた。この「少子化対策プラスワン」を踏まえ、政府においては、平成15年3月に「次世代育成支援に関する当面の取組方針」（15年3月少子化対策推進関係閣僚会議決定）を取りまとめるとともに（第2-6-1図）、国・地方公共団体・企業が一体となり集中的・計画的に次世代の育成を支援するための次世代育成支援対策推進法案や地域における子育て支援の強化を図るための児童福祉法改正案を第156回国会に提出した。

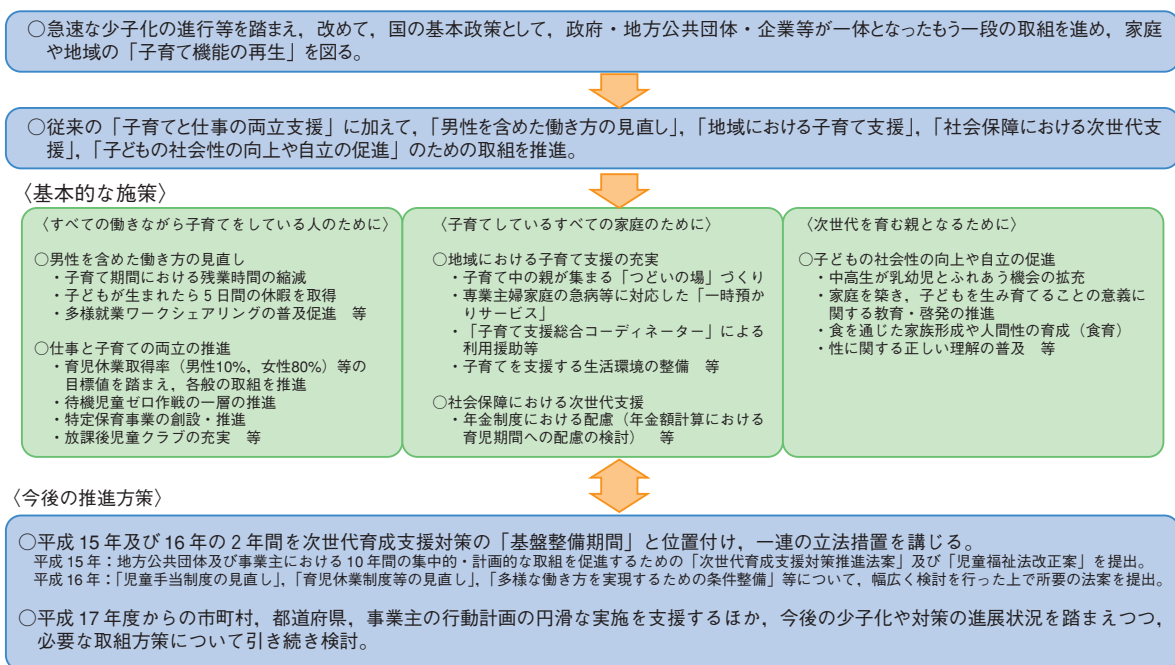
(1) 保育サービスの整備

厚生労働省では、平成14年度において、約5万人の保育所受入児童数の拡大、駅前保育サービス提供施設等の整備、送迎保育ステーションの整備、認可外保育施設の認可の促進などの施策を推進することとしている。

また、国庫補助対象の放課後児童クラブを800か所増の1万800か所とし、小規模クラブにおいては、過疎地等に限定している現行の補助要件を撤廃した。さらに、学校週5日制に対応し、土日祝日も年間で一定の基準を超えて開設するクラブに対し補助額の加算を行った。このほか、主に乳幼児をもつ子育て家庭が相互の交流を深め、子育てへの不安や悩みに関する相談にも応じる場を提供する「つどいの広場事業」を新たに創設した。

経済産業省では、商店街の空き店舗を活用して、保育所等を設置・運営する際の改装費や賃借料など立ち上げに係る費用の一部を補助し、待機児童問題の解消や女性の社会進出といった少子化社会等への対応を図っている。

第2-6-1図 次世代育成支援に関する当面の取組方針（平成15年3月14日 少子化対策推進関係閣僚会議決定）



(2) 幼稚園における子育て支援の充実

文部科学省では、平成13年2月に策定された「幼児教育振興プログラム」に基づき、幼稚園の教育機能や施設を開放して、子育て相談を実施するなどの子育て支援に係る実践的な調査研究（子育て支援総合推進事業）を実施するとともに、幼稚園の通常の教育時間の前後などに行われる「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行うなど、幼稚園における子育て支援を推進している。

また、平成14年度から新たに、幼児期の成長の様子や大人たちのかかわり方について理解を深め、社会全体で幼児を育てていくために「幼児とともに心をはぐくむキャンペーン」を実施している。

(3) 子育てに関する相談支援体制の整備

子育てに関する相談支援体制の整備として、妊娠期にある親を対象とした子育て講座の創設と、思春期の子どもを持つ親のための子育て講座の拡充を図るほか、「子育てサポーター」の拡充を図るとともに、子育て経験

者の子育てサポーターへの助言や親のカウンセリングを行う臨床心理士等の「家庭教育アドバイザー」を配置する市町村に補助した。

また、独立行政法人国立女性教育会館事業として、都市化、核家族化などの影響で増えている子育てに不安や負担を感じる親が、身近な相談をする場として全国各地で広がりを見せている「子育てサークル」の交流を支援するため、情報交換、意見交換を行うための「子育てサークル交流支援研究協議会」を全国3か所で開催した。

さらに、家庭教育支援に携わっている各方面の関係者等からなる「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」を昨年度に引き続き開催し、平成14年7月に取りまとめられた最終報告を各都道府県・市町村教育委員会、学校、社会教育施設、保健所・保健センター、保育所等に広く配布した。

このほか、思春期の子どもを持つ親を対象とした「家庭教育ビデオ」を作成し、全国の中学校等に配布した。

(4) 子育てのための資産形成の支援

総務省（郵政事業庁）では、簡易保険において、学資保険，成人保険及び育英年金付学資保険を提供している。

(5) 児童虐待への取組の推進

関係府省庁，関係団体（24団体）等による児童虐待対策協議会において，国レベルのネットワークの構築を図っている。

児童虐待の防止については，発生予防，早期発見・早期対応，児童の保護と自立に向けた支援，アフターケアという一連の取組全般にわたり，関係府省庁や地方自治体，関係団体等の連携・協力により，その取組の推進を図っている。

厚生労働省では，児童相談所を中心として福祉事務所，保健所等において相談・指導等を行うとともに，児童養護施設等において児童の保護・指導等を行うなど，発生の予防，早期発見・早期対応，児童の保護と自立に向けた支援などを柱として，医療，保健，福祉が一体となった対策の推進に努めている。

警察では，児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の趣旨を踏まえ，児童虐待事案の早期発見と通告，児童相談所長等による立入調査等に対する適切な援助，適切な事件化と児童の支援等の点に留意し，被害児童の迅速かつ適切な保護に努めている。

法務省の人権擁護機関においては，子どもの人権問題に関する専用の電話相談窓口である「子どもの人権110番」を設置するなどして相談体制の充実を図っている。また，児童虐待を含む虐待をテーマとした啓発冊子の作成，講演会・研修会等の実施などの啓発活動を積極的に推進するとともに，人権相談，人権侵犯事件の調査処理を通じて，児童虐待の問題に取り組んでいる。

文部科学省では，子どもの人権を始めとする様々な人権に関する参加体験型の学習プログラム開発を行っている。さらに，児童虐待への適切な対応等について，学校教育及び社

会教育関係者に対し引き続き周知を図り，学校教育・社会教育関係者と児童相談所等の関係機関との緊密な連携を図っている。

(6) 子育てを支援する良質な住宅，居住環境及び道路交通環境の整備

国土交通省では，子育てを支援する良質な住宅，居住環境の整備として，公共賃貸住宅の整備等において，保育所等の子育て支援に資する施設等の一体的整備を推進している。加えて平成14年度より，大規模公営住宅団地の建替えに際し，保育所等の施設との併設を原則化し，生活拠点の形成を図っている。

警察では，子ども連れでも自宅周辺や通学路を歩くことができるよう，スクールゾーンやコミュニティ・ゾーン等のゾーン規制や交通安全施設等の整備を推進し，安全な道路交通環境の整備に努めている。

また，交通安全の観点からの子育て支援策として，関係機関・団体とも連携しながら，チャイルドシートに関する講習会の開催，レンタル・リサイクルの充実のための支援等を実施し，チャイルドシートの普及促進に積極的に取り組んでいる。

2 ひとり親家庭等に対する支援の充実

ひとり親家庭が，安心して子育てと仕事を両立できるよう，ひとり親家庭支援事業，母子家庭等介護人派遣事業，ショートライト・トワイライトステイ事業等の子育て支援策や生活支援策を行っている。また，母子家庭に対する経済的支援策として，児童扶養手当の支給，母子寡婦福祉貸付金の貸付けを行うとともに，就業を支援するため，就業支援講習会，特定求職者雇用開発助成金等の就業援助対策等を行っている。

母子家庭をめぐる状況変化に応じて，総合的な母子家庭等支援を行うための見直しを行い，「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」を第154回国会に提出し，第155回国会において，平成14年11月22日可決・成立し，

11月29日に公布された。

第2節 ■ 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

1 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進

厚生労働省では、仕事と家庭の両立について社会一般の理解を深めるため、10月を「仕事と家庭を考える月間」として全国的に広報活動を実施するほか、あらゆる機会をとらえて積極的な周知啓発活動を行っている。

平成14年度の「仕事と家庭を考える月間」では、男性の育児休業取得促進をテーマに、「少子化時代の企業の在り方考えるシンポジウム」を開催する等の活動を行った。

2 仕事と育児・介護の両立のための制度の一層の定着促進・充実

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）において、労働者の仕事と家庭の両立の負担を軽減するため、時間外労働の制限の制度、育児のための勤務時間短縮等の措置を講ずる義務の対象となる子の年齢の1歳から3歳への引上げ、子の看護のための休暇の制度の導入努力義務の創設などを内容とした改正が行われ、14年4月1日から全面施行されたことも踏まえ、同法が遵守されるよう引き続き事業主に対して指導等を行うとともに、育児休業の申出や取得を理由とした不利益取扱いなどについての労働者からの相談に対応している。

また、厚生労働省が取りまとめた「少子化対策プラスワン」を踏まえ、政府として決定した「次世代育成支援に関する当面の取組方針」において、仕事と子育ての両立を推進するため、育児休業の男女別取得率、子の看護のための休暇制度の普及率及び子の養育のための勤務時間短縮等の措置の普及率の目標値

を設定し、これを踏まえた具体的な取組を推進すること等により、子どもを安心して産み育てられる環境づくりに向けた取組を積極的に推進している。

船員の育児や家族介護のための休業については、陸上労働者とは異なる特殊な事情を考慮した上で、船員についても育児・介護休業の定着を図るよう努めている。

3 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

(1) ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及促進を図るため、ファミリー・フレンドリー企業の表彰を行っている。

(2) 助成金の支給等による事業主に対する支援

子の看護のための休暇制度の導入など、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備する事業主に対し、助成金を支給するなどの支援を行っている。

(3) 育児・介護を行う労働者に対する情報提供、相談による支援

育児・介護等の各種サービスに関する相談に応じるとともに、これらに関する情報を、電話やインターネットにより提供している（フレイフレイ・テレフォン事業及びフレイフレイ・ネット）。

(4) ファミリー・サポート・センター事業の推進

急な残業など臨時的、一時的な保育・介護ニーズに対応するため、会員制で地域における育児・介護に関する相互援助活動を行う市区町村に対して補助を行っている。

第3節 ■ 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

1 家庭生活への男女の共同参画の促進

(1) 男女の固定的役割分担意識の是正のための広報・啓発

法務省の人権擁護機関では、毎年12月4日から10日（人権デー）までを「人権週間」と定め、同週間の強調事項の一つに「女性の地位を高めよう」を掲げ、テレビ・出版物による広報、ポスター・リーフレット等の配布、講演会・座談会等の開催などを行っている。

(2) 家庭教育に関する学習機会の充実

文部科学省では、特に男性について、従来の職場中心の意識・ライフスタイルからの転換を図り、家庭・地域への参画を促進し、家庭・地域活動の両立を支援する学習事業及び女性の社会参画を支援する学習事業を実施した。

(3) 父親の家庭教育参加の支援・促進

文部科学省では、父親の家庭教育への参加を促進するため、企業等の協力を得て、家庭教育講座を開設したり、子どもが父親の職場を参観する事業を実施する市町村に対して補助を行った。

2 地域社会への男女の共同参画の促進

(1) 地域社会活動への参画促進

経済産業省では、今後の少子高齢化の進展に備える観点から、女性や高齢者の雇用及び多様な産業の創出を図るため、平成14年度から、女性や高齢者が中心となった市民活動等のビジネス化を後押しするための市民活動活性化モデルを実施した。また、そのモデルの普及のための成果発表会を行った。

法務省の人権擁護機関では、全国各地で各種啓発活動を行うことにより、地域社会への男女の共同参画の促進に努めている。

(2) 消費者教育の推進・支援

文部科学省では、市町村が社会教育施設等を中心に行う、女性学級、家庭教育学級、高齢者教室、大学等での公開講座等の開設を奨励し、消費生活や消費者問題等に関する学習の機会を提供するなど消費者教育の推進を図っている。また、独立行政法人国立女性教育会館では、多様なデータベースの開発を行い、消費者教育を含む女性・家庭に関する情報提供サービスを行っている。

(3) 環境保全活動への参画の支援

環境省では、基本的な教材の作成・配布を始め、国民一人一人が自発的に環境保全に配慮した生活の実践を図るための環境家計簿の普及、市民や事業者等に助言等を行う環境カウンセラー登録制度の実施、行政・NPO・事業者等の環境保全の取組とパートナーシップの形成を支援する地球環境パートナーシッププラザの運営等、各主体の環境保全に関する取組とその連携を推進・強化する施策を実施している。

(4) ボランティア活動等の参加促進のための環境整備

内閣府では、2001（平成13）年のボランティア国際年における取組を継続発展させるために同年12月の国連総会で決議された「ボランティア活動支援に関する勧告」を受け、国民のボランティア活動の裾野拡大のため、引き続き普及啓発活動を行った。

文部科学省では、国、都道府県、市町村の各レベルにおいて、奉仕活動・体験活動を支援するための協議会及び活動支援のためのセンターを設置するなど、推進体制の整備を行っている。また、全国的な普及啓発を図るための「奉仕活動・体験活動推進全国フォーラム」を実施した。

厚生労働省では、だれもがボランティア活動に参加できるよう、社会福祉協議会への支援を通じて、ボランティア活動に関する情報

提供、相談・登録・あっせん、活動拠点の整備等の事業を実施するとともに、勤労者がボランティア活動に参加しやすくなるような環境整備を図るため、ボランティア活動参加のきっかけづくり等を支援する「勤労者マルチライフ支援事業」を実施している。

(5) NPO等の活動への参画促進のための環境整備

内閣府では、NPO法人の認証、監督等、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の施行や、市民活動に関する調査分析など、ボランティア活動を始めとしたNPOの活動を促進するための環境整備を行った。また、平成14年12月に成立した特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成14年法律第173号）（15年5月1日施行）の円滑な施行に向けて、周知広報活動を行った。

3 労働時間の短縮等就業条件の整備

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成4年法律第90号）の廃止期限が18年3月31日まで延長されたことを踏まえ、所定外労働の削減等による年間総実労働時間1,800時間の早期達成を図っている。また、フレックスタイム制の普及等による自律的・創造的かつ効率的な働き方の実現を図るとともに、勤労者の心身の健康を保ち、長期化する職業生涯を充実させるため、リフレッシュ休暇制度の普及促進等勤労者リフレッシュ対策を推進している。

船員については、平成元年から順次法定労働時間の短縮を図っており、引き続き法定労働時間の遵守を徹底している。

高齢者等が安心して暮らせる 条件の整備

政府は、基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、平成13年12月、新しい「高齢社会対策大綱」を策定した。これに沿って関係行政機関が連携・協力を図りつつ、施策の一層の推進を図ることとしている。

第1節 ■ 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

1 介護保険制度の着実な実施

高齢者の介護を国民皆で支える仕組みとして創設された介護保険制度の着実な推進を図っていくため、制度の趣旨について更なる周知を図り、制度の定着を図っていくとともに、市町村を始めとする現場からの意見などを踏まえ、必要な改善を行い、より良い制度へと育てていく。

2 高齢者保健福祉施策の推進

(1) 介護サービス基盤の整備

「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」に基づき、介護サービスの基盤の質・量両面にわたる整備を進めている。

(2) 介護予防・生活支援のための取組

全国の市町村において介護予防教室の開催、生活習慣病予防のための運動指導等を行う生活習慣改善事業、高齢者の引きこもり予防のための生きがい活動支援通所事業及び生活支援のための外出支援サービスなどが地域の実情に応じて実施されるよう支援している。

(3) 利用者保護と信頼できる介護サービスの育成

高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるような環境づくりを進めるため、介護サービス事業者の運営基準の適切な運用を図るとともに、事業者に関する情報提供の推進、サービス選択のための評価の在り方に関する検討の推進、介護サービス事業者の参入促進、福祉用具の開発・普及などの施策を推進している。

3 介護に係る人材の確保

介護福祉士、介護支援専門員及び訪問介護員については、養成研修や資質の向上のための研修等を実施するとともに、その内容の充実等を図っている。また、介護・看護マンパワーを確保するために、福祉重点ハローワークを中核として介護・看護マンパワーの就職を重点的に推進している。

介護雇用創出助成金の活用促進、介護労働安定センターにおける雇用管理相談体制の整備を行っている。また、介護サービスの高度化・多様化に対応した教育訓練の積極的な実施を図っている。

第2節 ■ 高齢期の所得保障

長期的に安定した信頼される制度を構築するため、平成16年の年金改革に向けて、社会保障審議会年金部会等において幅広い検討を行い、14年12月には、厚生労働省において、改革に向けた今後の議論のたたき台として「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を取りまとめ、公表した。

この中においては、改革の基本的視点の一つとして、「少子化、女性の社会進出、就業形態の多様化等の社会経済の変化に的確に対応できるものとする」と掲げられ、社会保障審議会年金部会等において、①公的年金制度における次世代育成支援策、②支え手を増やす取組、③女性と年金をめぐる問題について検討を行っている。

総務省（郵政事業庁）では、郵便貯金事業及び簡易保険事業を通じ、自助努力による資産形成に資する商品、高齢期の所得保障の充実のため多様なニーズに応じた商品を提供している。

法務省では、財産管理・身上監護のためのシステムである新しい成年後見制度（平成12年4月施行）を通じた高齢期における資産の有効活用を可能としている。

第3節 ■ 高齢者の社会参画の促進

厚生労働省では、高年齢者の雇用・就業の促進を図るため、定年の引上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保や再就職の援助を進めるほか、シルバー人材センターによる就業意欲、能力、体力に応じた多様な就業機会の提供等に努めている。また、平成13年10月に施行された改正雇用対策法（昭和42年法律第132号）に基づき、公共職業安定所で受理した求人のうち、年齢不問求人の割合を17年度までに30%とする目標を設定したところであり、その達成を目指して着実かつ計画的な取組を展開している。自治体における高齢者の生きがい・健康づくりの推進や老人クラブの活動への支援を行っているほか、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に対する支援を行っている。

内閣府では、地方公共団体との共催による「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」を開催し、社会参加活動等事例紹介事業を行った。また、今後の高齢社会対策の効果的な推

進を図るため、高齢社会研究セミナー等を開催した。

文部科学省では、高齢者の生涯学習を通じた社会参加活動を促進するための振興方策等について、国民各層から幅広い意見交換等を行う「全国高齢者社会参加フォーラム」を開催している。また、総合型地域スポーツクラブの育成・定着、スポーツ施設の整備、スポーツ指導者の養成・確保を図り、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動を支援している。

総務省（郵政事業庁）では、高齢者を含め、広く国民の健康の保持増進を図るため、「ラジオ体操」及び「みんなの体操」の普及を行っている。

第4節 ■ 障害のある人への配慮の重視

障害のある人々が障害のない人々と同等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の下、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立と社会経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するため、「障害者対策に関する新長期計画」及びその重点実施計画である「障害者プラン」に沿って、障害者施策の一層の推進に向けて取り組んだ。

第5節 ■ 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

高齢者等の自立を支援する医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、高齢者等が情報を得やすい情報通信関連機器・システムの開発、高齢者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、交通機関、道路交通環境など高齢者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進する（第2-7-1表）。

第2-7-1表 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

高齢者等の自立を支援するための医療福祉関連機器及び情報通信関連機器のシステム開発等	
総務省, 厚生労働省	○高齢者・障害者の情報通信利用を促進する非営利活動の支援等に関する調査研究
総務省	○福祉分野における障害者等の自立・社会参加を支援するための情報通信システムの開発・展開 ○高齢者・障害者向け通信・放送サービスの技術の研究開発に対する支援 ○地方公共団体等のバリアフリー型のIT利用施設の整備に対する支援 ○「障害者等電気通信設備アクセシビリティ指針」(平成10年)に基づく使いやすい電気通信設備の普及 ○身体障害者向け通信・放送サービスの提供や開発を行う企業等に対する支援 ○高齢者・障害者等が利用しやすいホームページの普及・啓発等の実施
経済産業省	○医療福祉機器技術の研究開発事業の推進 ○障害者等にとって使いやすいIT(ハードウェア, ソフトウェア)の開発・普及に対する支援 ○高齢化・福祉関連の標準基盤の整備 ○福祉用具の評価試験方法の確立
高齢者等にやさしい住まいづくりの推進	
国土交通省	○住宅のバリアフリー化の積極的な推進 ○シルバーハウジング・プロジェクトの推進 ○高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進 ○市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備, 高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う場合や, 公共賃貸住宅等と社会福祉施設等の一体的整備を行う場合, 補助の上乗せ ○高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に基づく, 高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度等の普及・促進 ○良好な歩行空間の整備や, 高齢者, 身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)に基づく建築物のバリアフリー化, 公共施設, 官庁施設等のバリアフリー化の推進
厚生労働省	○年金住宅融資を通じた, 高齢者の自立した生活や介護サービスの利用に適したバリアフリー住宅の整備の促進
高齢者等にやさしいまちづくりの推進	
国土交通省	○良好な歩行空間の整備や, 高齢者, 身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)に基づく建築物のバリアフリー化, 公共施設, 官庁施設等のバリアフリー化の推進
厚生労働省	○高齢者等自らの実地点検・調査を反映させたバリアフリーのまちづくりに関する基本計画の策定, これに基づく環境整備事業実施の推進
経済産業省	○高齢者や障害者に配慮された商店街活性化施設の整備に対する支援
高齢者等にやさしい公共交通機関の整備	
国土交通省	○高齢者, 身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)に基づき, 地方公共団体, 公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組の促進 ○バリアフリー化施設の整備等に対して補助, 税制上の優遇措置, 日本政策投資銀行等による融資 ○携帯電話等の簡易無線端末を活用した鉄道駅等の交通ターミナル内での案内サービス ○自動警報等, 移動制約者の公共交通機関の利用を支援する簡易かつ安価なシステムモデルの研究開発
道路交通におけるバリアフリー化の推進	
警察	○高齢者等感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備, 道路標識の大型化, 高輝度化の推進等 ○歩車分離式信号のモデル運用の実施と導入等に関する指針の策定 ○歩行者用信号灯器のLED化

第8章

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節 ■ 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

1 女性に対する暴力への社会的認識の徹底

平成13年6月、男女共同参画推進本部において、毎年11月12日から25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間にかけて、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施することが決定された。平成14年度は、内閣府が作成した「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を積極的に活用し、「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催するなど、各種取組が実施された。

また、法務省の人権擁護機関では、ドメスティック・バイオレンスを含む虐待をテーマとした啓発冊子を作成したほか、女性に対する暴力の根絶を含む女性の人権擁護のため、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画や平成14年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「人権週間」等あらゆる機会を通じて、広報・啓発活動を推進し、人権尊重思想の普及高揚を図っている。

2 体制整備

(1) 相談・カウンセリング対策の充実

警察では、被害女性の二次的被害の防止や精神的被害の回復を図るため「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）」第22条第2項の規定に基づき定める「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」（平成14年国家公安委員会告示第5号）に基づき、警察本部長等は、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の被害女性から事情聴取を

行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保に努めている。また、国が捜査費を支弁する国費事件のうち、被害者等の精神的被害が著しく、その回復・軽減を図る必要がある場合には、被害直後から精神科医等を派遣し、被害者等の精神的ケアを行っている。

さらに、「警察総合相談室」、「警察安全相談窓口」等の各種相談窓口の整備・充実を推進するとともに、女性相談交番の指定や鉄道警察隊における女性被害者相談所の設置の更なる推進を図っている。

法務省の人権擁護機関においては、「女性の人権ホットライン」を設置するなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。

また、厚生労働省では、婦人相談所職員、婦人相談員等による被害女性からの相談体制の充実を図っており、平成14年度より休日夜間も含めた相談体制の強化を図っている。

(2) 研修・人材確保

内閣府では、平成15年2月、全国の女性センターの管理職職員等約70人を集め、相談業務に係る研修を実施した。

警察では、警察職員に対し、女性の人権擁護の視点に立った適切な対応等について教育を実施するとともに、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の捜査要領等に関する教育の充実を図っている。

法務省では、検察庁職員に対して、その経験や能力等に応じて、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する研修を実施

するなどして、夫・パートナーからの暴力に関する理解の増進に努めている。

また、人権擁護事務担当者に対する研修において、配偶者暴力防止法についての講義や夫・パートナーからの暴力に関する講演をカリキュラムに盛り込むなど、更なる内容の充実を図っている。人権擁護委員に対する研修としては、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談などに適切に対処するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施しており、同研修に配偶者暴力防止法の周知等のカリキュラムを組み込むなど、この問題の対応に努めている。

厚生労働省では、婦人相談所職員、婦人相談員及び婦人保護施設職員等に対する全国研修を実施している。

(3) 厳正かつ適切な対処の推進

警察では、刑罰法令に抵触する場合には、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導・警告するなどして、被害女性への支援を推進している。

法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等についても、より一層積極的に取り組み、人権侵害事件として調査の上、適切な処置を講じている。

(4) 関係機関の連携の促進

男女共同参画推進本部の下に設置された「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議」を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、女性に対する暴力の根絶に向けた施策を総合的に推進している。

警察では、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の下に設置されている女性被害者対

策分科会や警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。

政府は、(財)女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)が女性の名誉と尊厳にかかわる事業の一環として行っている、女性に対する暴力等に関する取組に対し協力している。

3 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

警察では、平成12年2月に制定した「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の整備事業を実施するなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

また、地域住民の要望に真にこたえるパトロールの強化、女性防犯ボランティア等の自主的防犯活動の支援を行うとともに、ボランティア団体、地方公共団体等と連携しつつ、被害防止講習会の開催、防犯マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯指導・助言等を積極的に行うほか、女性に対する暴力等の被害者からの要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を推進している。

さらに、少年を取り巻く環境は大きく変化しており、いわゆる「出会い系サイト」等、様々なメディアを通じた性に関する情報は氾濫等は、少年の犯罪被害の増加の背景の一つとなっていることから、テレホンクラブ等の性を売り物とする営業に対する指導取締りを行うとともに、これらの営業に係る福祉犯の取締りを行っている。また、関係機関・団体等と連携し、広報啓発活動等を推進している。

また、「出会い系サイト」を利用した児童買春事件等が急増していることから、これらの犯罪の被害を防止するため、平成15年3月、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案」を第156回国会に提出した。

内閣府では、青少年の非行問題に取り組む

全国強調月間（7月）において、青少年の非行防止・保護等に向けた気運醸成及び青少年を取り巻く有害環境の浄化活動の推進等を図っている。

4 女性に対する暴力に関する調査研究

内閣府は、配偶者からの暴力に関する国民の意識を把握するため、「配偶者等からの暴力に関する調査」を、配偶者からの暴力の加害者更生の仕組みづくりに向けて、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」をそれぞれ実施した。

法務省では、矯正施設に収容された加害者を対象とした教育の充実を図るため、処遇類型別指導（共通の問題性を有する対象者をグルーピングして行う集団指導）を推進しつつ研究を行っているほか、保護観察に付された加害者に対する処遇の在り方について検討を加え、新たに標準的な処遇方針を定め、これに基づいた保護観察処遇を実施することを目指している。

また、法務総合研究所では、我が国の夫・パートナーからの暴力に関する加害者の実態等について、地方検察庁の資料等に基づいて調査分析を行っている。

第2節 ■ 夫・パートナーからの暴力への対策の推進

1 関係機関の取組及び連携の推進

夫・パートナーからの暴力について、的確な取組を講じていくため、各種施策の充実や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）等既存の法制度の的確な実施や一層の活用を行っている。

内閣府では、配偶者からの暴力に関し、国内の被害者の実態や、海外の加害者に関する取組について調査を実施した。

また、平成14年4月より、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係

施設についての情報を収集し、内閣府のホームページを通じて提供している。

法務省の人権擁護機関は、婦人相談所等の関係機関との情報及び意見の交換を活発に行い、被害女性の救済について、より一層積極的に取り組んでいる。

2 相談体制の充実

警察では、各都道府県警察の相談窓口の利便性を向上させたり、事情聴取に当たっては、被害者を夫・パートナーから引き離して別室で行うなどして、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図っている。

また、婦人相談所等では、被害女性等の心のケアを行うため、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、母子生活支援施設に心理療法担当職員を配置している。

3 被害者の保護・自立支援

厚生労働省では、婦人相談所において、暴力被害女性の緊急一時保護を実施しているが、平成14年度から民間シェルター等への一時保護委託制度を実施している。

4 暴力行為への厳正な対処等

警察では、「女性・子どもを守る施策実施要綱」（平成11年12月）の趣旨を徹底し、夫・パートナーからの暴力については、刑事事件として立件できる場合は検挙その他の適切な措置を講じ、立件できない場合についても、相手方に指導・警告するなどして、被害女性への支援を行っている。

また、配偶者暴力防止法に基づき、裁判所が保護命令を発したときは、保護命令に係る情報を関係する警察職員に周知し、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。保護命令違反を認めるときには、検挙措置を講じるなど厳正かつ適切に対処している。

第3節 ■ 性犯罪への対策の推進

1 性犯罪への厳正な対処

捜査機関では、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の淫行をさせる罪等の関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努めている。

2 被害者への配慮

警察では、指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、困りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活動を行っている。被害女性からの事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分配慮するとともに、被害女性が安心して事情聴取等に応じられるよう、女性警察官による事情聴取体制を拡大するとともに、内装や設備等に配慮した事情聴取室や被害者対策用車両の整備を推進している。

性犯罪や性的虐待等の被害を受けた少女の立ち直りを支援するため、少年補導職員や少年相談専門職員が中心となり、「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、精神面及び環境面における継続的な支援活動を推進している。

さらに、警察では被害者連絡制度に基づき、検察庁では被害者等通知制度に基づき、それぞれ被害者等に対する事件の処理結果などの情報提供を促進し、その精神的負担軽減に努めている。

法務省では、被害者等通知制度の一環として、受刑者の刑務所からの釈放に関する情報を通知するとともに、検察庁、行刑施設及び地方更生保護委員会等と警察との間における情報提供に関する制度を整え、また、被害者等が再被害を受けることを防止し、被害者等の保護を図るため、更に詳細な釈放に関する情報を被害者等に通知する制度を導入しており、警察においても「再被害防止要綱」に基づき、再被害の防止のための施策を強化して

いる。

また、検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置し、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添いなど各種の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動をしている。

第4節 ■ 売買春への対策の推進

1 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援

捜査機関では、売春防止法（昭和31年法律第118号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）、児童福祉法、刑法（明治40年法律第45号）及び地方公共団体が定める青少年保護育成条例等の厳正な運用を図っている。

法務省では、刑務所、少年院及び婦人補導院において、矯正教育の一層の充実に努めている。

厚生労働省では、売買春を未然に防止するため、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努めている。

2 児童買春に対する対策の推進

警察では、児童買春の根絶を図るため、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを強力に推進するとともに、被害児童に対しては、関係機関等と連携しつつ、必要に応じ継続的な支援等を実施するなどの保護対策を推進している。

内閣府では、「出会い系サイト」に係る児童買春等の犯罪から年少者を守るため、①広報啓発活動等の推進、②事業者等に対する協

力要請、③取締りの強化等、④法規制の検討を盛り込んだ『出会い系サイト』に係る児童買春等の被害から年少者を守るために当面講ずべき措置」（青少年育成推進会議申合せ）を平成14年10月に策定し、関係省庁と連携しながら取組を推進している。

厚生労働省では、児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所を行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を図っている。

3 国際的動向への対応

警察では、女性と児童の人身取引を防止するため、関係法令による適切な取締りを始め、被害女性の保護等の総合的な対策を、関係省庁、関係団体と連携して推進する一方で、日本国民による海外での児童買春等の問題については、児童買春・児童ポルノ法の国外犯処罰規定を適用して児童買春・児童ポルノ事犯をそれぞれ検挙するなど、外国の捜査機関と緊密に連携し、的確な対応を図っている。

また、児童買春・児童ポルノ法に基づく日本国民の国外犯の取締りのため、CSEC（Commercial Sexual Exploitation of Children）東南アジアセミナーの開催や外国捜査機関との情報交換の緊密化等により連携を強化している。

「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約選択議定書（仮称）」及び「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（仮称）」については、我が国も、それぞれ平成14年5月10日、同年12月9日に署名し、その締結に関する検討作業を進めている。また、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結のための法整備につき、14年9月3日、法務大臣から法制審議会に対して諮問がされた。また、我が国も、これらの条約等の趣旨を踏まえ、これらの問

題の解決に向け地域間会合等を主催するなど積極的な取組を行っている。

第5節 ■ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

厚生労働省では、事業主に対して男女雇用機会均等法に沿った実効あるセクシュアル・ハラスメント防止対策を実施するよう、行政指導を行うとともに、具体的取組に関するノウハウを提供している。また、セクシュアル・ハラスメントによって精神的苦痛を負った女性労働者の相談に対応するため、専門知識を持ったカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図っている。

人事院では、公務職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のため、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」の期間中「シンポジウム」の開催や「セクシュアル・ハラスメント・ホットライン（一日110番）」を開設したほか、携帯用リーフレットを全職員に配布し、セクシュアル・ハラスメント防止に関する意識の高揚を図るなど、より一層の勤務環境の整備を推進している。

防衛庁では、セクシュアル・ハラスメントの防止のため、一般職国家公務員と同様の措置をとることを目的として、職員に対する教育の実施や苦情相談への対応などを実施している。

2 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

文部科学省では、セクシュアル・ハラスメント防止のため、国立学校等に対して職員・学生等への啓発活動や苦情相談体制の一層の充実について指導を行っているほか、公私立大学・教育委員会等に対しても引き続き防止のための取組を促している。

第6節 ■ ストーカー行為等への対策の推進

1 ストーカー行為等への厳正な対処

警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）を適切に運用し、つきまとい等に対する警告，禁止命令等の行政上の措置を講じているほか，同法その他の法令を積極的に適用したストーカー行為者の検挙，被害者に対する援助措置を行っている。また，体制の整備及びストーカー対策実務担当者の教育を実施し，ストーカー行為等に対して厳正に対処している。

2 被害者の支援及び防犯対策

警察では，ストーカー規制法に基づき，警察本部長等による被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助を的確に実施している。また，ストーカー規制法又は刑罰法令等に抵触しない事案についても，「女性・子どもを守る施策実施要綱」に基づいて，防犯指導，関係機関の教示等や，必要に応じて相手方に対する指導・警告を行うなど，被害女性の立場に立った対応に努めている。

また，被害者の再被害等を防止するため，緊急時に最寄りの警察署に通報する機能等を備えた携帯用自動通報装置の整備を推進している。

さらに，関係機関・団体，関係事業者等との連携を強化するとともに，広報啓発活動の推進に努めているほか，ストーカー事案の実態把握及び被害防止策の調査研究を実施している。

第9章

生涯を通じた女性の健康支援

第1節 ■ リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透

女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。こうした問題の重要性について男性を含め、広く社会全体の意識が高まり、積極的な取組が行われるよう、気運の醸成を図っている。

文部科学省では、性教育（エイズ教育）を効果的に推進するため、小・中・高等学校を含む地域を指定し、実践研究を行うとともに、研修会（独立行政法人教員研修センターで実施）を開催している。また、都道府県・市町村が行う、性に関する学習や女性の健康問題を含む目的別・対象別の学級・講座等を開設することを奨励している。

厚生労働省では、思春期の男女に対する性や避妊、人工妊娠中絶等に関する相談や情報提供を推進するとともに、保育所等の児童福祉施設や市町村が実施する乳幼児健康診査の場で思春期の男女が乳幼児と触れ合う機会を提供し、生命の尊厳や性に関する学習活動を推進している。

第2節 ■ 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

1 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実

厚生労働省では、女性の健康をめぐる様々な問題について気軽に相談できる体制を引き続き整備している。また、リプロダクティ

ブ・ヘルス／ライツ等の観点から、生涯を通じた女性の健康に関する調査・研究を推進している。

保健所等においては、ライフステージに応じた健康教育を実施している。

また、各学校においては、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として健康教育を実施するとともに、学校、家庭、地域の連携や健康相談支援のための体制を整備している。

2 妊娠・出産期における女性の健康支援

(1) 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供

日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療援護等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図っている。

また、推進協議会を開催する等により、21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21」を計画的に推進し、母子保健サービスの一層の充実を図っている。

(2) 不妊専門相談サービス等の充実

子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む人々が、正しく適切な基礎情報に基づきその対応について自己決定できるよう、不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実を図ることとしており、新エンゼルプランに基づき、不妊専門相談センターの整備を推進している。また、不妊治療に関する調査研究を推進している。

(3) 周産期医療の充実

母子の生命や身体への影響の大きい周産期

において、妊娠・出産の安全性や快適さを確保するため、周産期医療ネットワークを平成16年度に47都道府県に整備することを目標に、総合的な周産期医療サービスの充実、調査研究を推進している。

(4) 女性の主体的な避妊のための知識等の普及
人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図っている。また、女性が主体的に避妊を行うことができるようにするための避妊の知識の普及等の支援を行っている。

3 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援

(1) 成人期、高齢期の健康づくりの支援

厚生労働省では、平成12年より、中長期的な国民健康づくり対策の第3次の運動として、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しており、ライフステージや性別に応じて健康課題が異なることを配慮しつつ、このほかの重要な健康上の課題についても検討を進め、健康日本21を更に拡充し、推進していくこととしている。

また、食生活改善推進員（地域において食生活改善を中心とした住民の健康づくりに取り組んでいるボランティア）の養成事業及び食生活改善推進員による地区住民を対象とした健康づくりに関する知識の普及などの活動に対して国庫補助を行っている。

文部科学省、厚生労働省及び農林水産省では、平成12年3月に策定した食生活指針の普及・定着を促すため、連携してその一層の推進を図っており、各種媒体を通じた全国一斉の普及・啓発活動、地域の食文化や産物を活用した食生活見直しへの取組に対する支援、民間ボランティアへの支援等を実施している。

(2) 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進

骨粗しょう症は、低骨密度者の早期発見、

早期対策が予防対策の要であることから、老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく保健事業の一環として、40歳及び50歳の女性を対象として、骨粗しょう症の検診事業等を実施している。また、市町村の行う子宮がん検診や乳がん検診については、がん検診が円滑に行われるよう支援している。

(3) 女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進

文部科学省では、国民のだれもが、いつでも、どこでも、スポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、子どもから高齢者、障害者まで様々な人が参加できる総合型地域スポーツクラブの育成・定着等を推進している。

第3節 ■ 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

1 HIV／エイズ、性感染症対策

(1) 予防から治療までの総合的なHIV／エイズ対策の推進

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成11年厚生省告示第217号。エイズ予防指針）に基づき、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、HIV感染の予防、良質かつ適切な医療の提供等総合的なエイズ対策を、毎年度その実施状況の評価を加えながら、計画的に推進している。

(2) 性感染症対策の推進

厚生労働省では、性感染症対策について、正しい知識や認識の普及・浸透に努めるとともに、予防、健康診査、相談、治療などの適切な対策の実施を図っている。

(3) HIV／エイズ、性感染症に関する教育の推進

文部科学省では、小・中・高校生用教材の作成・配布，教師用参考資料の作成・配布，教職員の研修，エイズ教育推進指定地域の実践研究及びエイズ教育情報ネットワーク整備事業の実施など，引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図っている。また，社会教育においても，地域におけるHIV／エイズ問題に関する学習機会の充実，HIV／エイズ問題の正しい知識の普及や啓発の推進を図っている。

2 薬物乱用対策の推進

警察では，薬物密輸・密売組織の徹底壊滅などにより，乱用薬物の供給の遮断に努めるとともに，末端乱用者の取締りや薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動を通じて薬物乱用を断固拒絶する社会環境づくりを積極的に推進し，需要の根絶に努めている。また，薬物乱用少女の早期発見・補導，再乱用防止のための施策等を推進している。

文部科学省では，新たに指導者用の薬物乱用防止教室推進ビデオを作成・配布するとともに，引き続き，研修会やシンポジウムの開催，薬物乱用防止教育の推進，薬物乱用防止教育教材（小・中・高校生用）の作成・配布を実施している。

厚生労働省では，薬物乱用対策として，徹底した取締りを行うとともに，薬物乱用防止指導員が地域の各種会合において啓発活動を行うためのCD-ROM等の啓発用資材を作成・配布し，啓発活動の一層の充実を図っている。

第10章

メディアにおける女性の人権の尊重

第1節 ■ 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

1 メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進

(1) 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離

内閣府では、青少年の健全な育成の観点から、青少年が各種メディア等を通じて性描写や暴力・残虐表現を含む情報に接することに関する問題に対応するため策定した、「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」（青少年育成推進会議申合せ）に基づく取組等の実施状況を取りまとめるなど、関係省庁と連携しながら取組を推進している。また、有害環境の実態について調査・分析、情報の提供等を行うことにより有害環境の浄化を推進するとともに、関係業界等の自主的な取組の促進を図っている。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界の自主的措置を図るとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。

また、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイト等の少年に有害なコンテンツと少年を切り離すためには、フィルタリングシステムが有効であることから、警察では、平成14年度から「ネット上の有害情報から少年を守るためのモデル事業」を実施し、フィルタリングシステムの普及と広報啓発を図っている。

(2) 児童を対象とする性・暴力表現の根絶

警察では、児童買春・児童ポルノ法に基づき、児童ポルノ事犯の取締りを積極的に推進するとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護に努めている。

特にインターネット上の児童ポルノ事案の深刻さにかんがみ、児童ポルノ画像自動検索システム（CPASS（Child-Pornography Automatic Searching System）：児童ポルノ画像等を警察庁が管理するデータベースに登録し、同一の画像等がさらにインターネット上にあるかを検索し、ヒットした場合には登録した都道府県警察に自動的に通知するシステム）を警察庁において開発し、平成14年9月10日から正式運用を開始している。

(3) 地域の環境浄化のための啓発活動の推進

内閣府では、青少年の健全な育成の観点から、地域の団体・住民等による環境浄化活動を推進している。

2 インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

(1) 現行法令の適用による取締りの強化

警察では、ネット上に流通するわいせつな情報や性を商品化した違法・有害情報を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、違法情報について検挙等の措置を講ずるとともに、有害情報については、関係団体に通報するなどして自主的措置の促進を図っている。

(2) インターネットにおける不適切な情報を受

信者側で排除できるシステムの開発・普及
総務省では、これまで青少年保護のためインターネット上の有害情報を格付け（レイティ

ング)、選別(フィルタリング)する技術の研究開発を行う等、インターネットの利用環境の整備に向けた施策を実施してきている。

経済産業省では、受信者側でインターネットにおける有害情報を選択的に排除できるフィルタリングシステムの高度化を図っている。

(3) 接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の推進

総務省では、接続事業者等に対して自主的なルールの形成及びその遵守を促し、情報提供を行う者のモラルを確立するため、広報啓発活動を推進している。

警察庁では、産業界等との連携の在り方について検討を行う総合セキュリティ会議を開催しているほか、都道府県単位での「プロバイダ等連絡協議会」の設置を推進し、有識者、関係機関・団体、産業界等を通じ、官民が一体となってわいせつ情報等の違法・有害情報の排除を図っている。

(4) 自主ガイドラインの策定の支援等

総務省では、プロバイダ等の団体である(社)テレコムサービス協会が策定した自主規制のためのガイドライン(平成10年2月)及びこのガイドラインの趣旨を具体化するためのモデル契約約款(平成11年1月)の周知、普及及び改訂等の取組を支援している。

経済産業省では、(財)インターネット協会が作成した「インターネット利用のための社内ルール整備ガイドライン」の普及啓発活動を支援している。

3 メディア・リテラシーの向上

総務省では、メディア・リテラシーの育成に資する教材を、広く公開することにより、メディア・リテラシーの向上を支援している。

文部科学省では、学校教育、社会教育を通じて、情報そのものを主体的に収集・判断等できる能力の育成に努めているほか、学校教育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めている。

第2節 ■ 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとられない表現の促進

内閣府では、性別に基づく固定観念にとられない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、公的機関が広報・出版物等を策定する際に、男女共同参画の視点を自主的に取り入れるよう、平成15年3月、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を策定した(第2-10-1表)。

第2-10-1表 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の概要

「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の概要

この手引では、共感を得られる広報のためには男女共同参画の視点が重要であり、以下の点に留意すべきことを指摘している。

- ① 男女いずれかに偏った表現になっていないか
- ② 性別によってイメージを固定化した表現になっていないか
- ③ 男女を対等な関係で描いているか
- ④ 男女で異なった表現を使っていないか
- ⑤ 女性をむやみに“アイキャッチャー”^(※)にしていないか

(※) 広告に注目させるための視覚的要素のこと。

第1節 ■ 男女平等を推進する教育・学習

1 初等中等教育の充実

文部科学省では、小・中学校において、平成14年度から新しい学習指導要領を全面实施（高等学校については、平成15年度から学年進行により実施）している。新学習指導要領においては、従来の扱いに加えて、中学校の特別活動や高等学校の公民科、家庭科等において、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であることや、男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性などについて、指導の充実を図っている。

2 高等教育の充実

文部科学省では、女性学の意義にかんがみ、各大学における女性学についての教育研究の充実に配慮している。

また、次代を担う学生が経済的に自立し、安心して学べるよう、奨学金を希望する学生への支援として、引き続き、奨学金制度の充実を図っている。

3 社会教育の推進

文部科学省では、平成14年度から新たに、地域や家庭の教育力の低下、男女共同参画社会の形成などの課題について、地域社会全体で課題解決に取り組むことができるよう、行政とNPOを始めとする民間団体との連携による地域学習活動の活性化を支援している。

さらに、幼児期から個性を大切にし、理由のない男女の固定的役割分担意識にとらわれない、生涯にわたる男女共同参画の視点に立つ

た教育を家庭及び地域で推進するための調査研究事業を行っている。

4 教育関係者の意識啓発

文部科学省では、男女平等をめぐる意識の醸成を図るための学習プログラムの研究や教材の開発等を実施する都道府県に対して助成を行うとともに、教職員等中央研修講座（独立行政法人教員研修センターで実施）等の機会を通じて教職員の男女共同参画についての意識の醸成を図っている。また、社会教育主事、社会教育指導員等社会教育に携わる指導者向けの男女共同参画に関する指導資料や、男女共同参画を進める意識や価値観をはぐくむ家庭教育に関する資料の普及に努めている。

独立行政法人国立女性教育会館では、生涯学習の観点から、教育職員の男女平等の理解の促進に必要な知識の習得等を目的とした「教師のための男女平等教育セミナー」に参加者の学習状況に応じた選択コースを一部に取り入れた。

5 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実

独立行政法人国立女性教育会館では、高等教育機関における女性学関連科目等の開講状況について、最新の動向を把握するために調査を実施し、その成果の普及を図っている。

また、大学等に設けられた女性学・ジェンダー研究に関する研究機関において、女性学やジェンダー研究に関する多彩な研究や学生の研究指導を行っているほか、シンポジウム・セミナーの開催や年報等の刊行を通じて情報を提供している。さらに、日本学術振興

会が行う科学研究費補助金の公募において、時限付分科細目「ジェンダー」（設定期間：平成13～15年度）を設けており、当該分野における基礎的研究に対して助成している。

日本学術会議においては、「ジェンダー問題の多角的検討特別委員会」で、ジェンダー問題に関し、人口、健康、暴力、人間発達、社会制度、科学・技術等の観点からの多角的な検討及び女性研究者の研究環境改善の方策の検討を行っている。さらに、学術研究団体の登録申請書の様式を、各団体の会員数、諸役員の性別統計が可能になるよう改訂した。

第2節 ■ 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

1 生涯学習の推進

(1) リカレント教育の推進

大学等における、編入学の受入れ、社会人特別選抜の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座の実施等や、大学・大学院や専修学校等の高等教育機関における、産官学の連携による先導的なプログラム開発や講座提供等の推進などにより、大学等の生涯学習機能の拡充とともに、キャリアアップを目指す社会人の受入体制の整備を図る。

(2) 放送大学の整備等

放送大学では、平成14年4月から大学院（修士課程）の学生受入れを開始した。また、放送大学の全国化等に伴い、学習センターの充実整備やサテライトスペースの設置など、学習支援体制の整備に取り組んだ。また、多様な学習歴や生活環境を持つ者が高等学校教育を受けられるよう、単位制高等学校の充実に図っている。

専修学校は、社会の要請に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として着実に発展しており、女性の職業教育等において大きな役割を果たしている。

(3) 学校施設の開放促進等

文部科学省では、地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するため、学校施設を学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちに開放し、多様な活動の場として提供を行っている。

また、学校・家庭・地域社会が連携協力して、児童生徒の教育を行うことができるよう、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備充実を図っている。

さらに、地域との連携協力を図るため、校舎や屋外運動場の開放に必要な施設の整備に補助を行っている。

(4) 青少年の体験活動等の充実

青少年の社会性をはぐくむために、地域の子どもたちが年間7日程度の奉仕活動に取り組むモデル事業や、悩みを抱える青少年を対象とした体験活動推進事業を実施している。また、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに「子どもゆめ基金」を新たに設け、民間団体の行う子どもの体験活動等に対する助成を行っている。

(5) 民間教育事業との連携

文部科学省では、平成11年6月の生涯学習審議会答申「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」における「民間教育事業者は学校教育とは異なる子どもたちの多様な学習ニーズに応じていくという役割が求められていく」という提言を受け、「完全学校週5日制実施等に関する連絡協議会」を開催するなど、学習塾を含む民間教育事業者に体験活動プログラムの提供の協力を求めた。

(6) 高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進

文部科学省では、高齢者や女性等がパソコンやインターネットの操作方法等を学習するため、公民館等の社会教育施設におけるIT基礎技能講習への支援を実施している。また、

「エル・ネット」(教育情報衛星通信ネットワーク)を活用し、全国の社会教育施設等に対して、多様な教育情報の提供に努めている。

(7) 現代的課題に関する学習機会の充実

文部科学省では、人々が社会生活を営む上で理解し、体得しておくことが望まれる現代的課題や地域の実情に応じた学習活動に関する機会を提供するため、市町村がNPOを始めとする民間団体と連携して行う学級・講座などへの助成を行っている。

(8) 学習成果の適切な評価

文部科学省では、青少年、成人が習得した知識・技能について、民間団体がその水準を審査・証明する事業のうち、教育上奨励すべきものを文部科学大臣が認定する「文部科学省認定技能審査制度」の推進を図り、合格に係る学習成果が学校教育や社会において適切に評価されるよう努めている。

2 エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

(1) 女性の生涯にわたる学習機会の充実

文部科学省では、市町村や女性団体などが行う女性の生活上の課題についての学習等の普及奨励に努めているほか、都道府県が行う大学等と連携した高度で専門的な学習機会の提供を奨励している。

(2) 女性の能力開発の促進

文部科学省では、女性の地位向上や能力の開発を図るため、女性学級などにおいて子育て後の女性を対象として再就職に必要な知識、技術、心構え等の学習の普及奨励に努めている。また、女性団体・グループが男性とのパートナーシップを図りつつ、男女共同参画の視点から地域社会づくり等に参画する事業を推進することにより、女性が社会のあらゆる分野に参画する力を付けるための学習活動の支援を行っている。

(3) 女性の学習グループの支援

文部科学省では、教育委員会や女性教育団体等が行う女性教育指導者の研修を奨励し、学習活動の企画・運営への女性の参画の促進を図るよう、女性教育指導者の養成に努めている。

(4) 国立女性教育会館の事業の充実等

独立行政法人国立女性教育会館は、女性教育に関する我が国唯一の国立の女性教育等に関する施設として、国内外の女性関連施設・機関等と連携しつつ、全国の女性教育指導者などに対する実践的な研修や専門的・実践的な調査・研究、女性及び家庭・家族に関する国内外の情報の収集・提供、国内・国際交流の事業を実施している。平成14年度は、女性情報のデータベース化を推進し、統計データベースを再構築するとともに、用語集である「女性情報シソーラス」を組み込み、情報検索の利便性の向上を図っている。

さらに、文部科学省においては、各地の公私立の女性教育施設が行う事業の充実に向けて支援を行っている。

3 進路・就職指導の充実

中学校及び高等学校においては、性別にとらわれることなく、生徒が自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択・決定する能力と態度を身に付けることができるよう、組織的・計画的な進路指導が行われている。

文部科学省は、発達段階に応じたキャリア教育の推進ため、中・高等学校の一貫した指導内容・指導方法等の開発やキャリア・アドバイザー等地域人材の活用方策等について実践的な研究を行う「キャリア教育実践モデル地域指定事業」を実施するとともに、進路指導担当教員等のキャリア・カウンセリング能力の向上方策等について検討する「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究」を開始した。

また、大学生に対する就職支援としては、

「全国就職指導ガイダンス」を開催し、企業に対して、学生の就職機会の拡充や、女子学生の男子学生との機会均等の確保に努めるとともに、各大学等に対して、学生一人一人に応じたきめの細かな就職指導や就職相談体制の充実を行うよう要請している。

このほか、青少年の奉仕活動・体験活動等の充実のため、平成14年度から新たに、国、都道府県、市町村において、幅広い関係機関・団体と連携等を図る協議会を組織するとともに、情報提供やコーディネート等を行う支援センターを設置し、学校教育と社会教育を通じた青少年の奉仕活動・体験活動の推進体制の整備を図るなどの施策を実施した。

厚生労働省では、女子学生、女子高校生等に対して、意識啓発セミナーの開催や就職ガイドブックの配布により、適切な職業選択を行えるよう啓発を図っている。

第1節 ■ 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を積極的に国内に取り入れるよう努めている。

また、内閣に設置されている人権教育のための国連10年推進本部は、平成9年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しており、毎年国内行動計画の推進状況について取りまとめ、公表している。

第2節 ■ 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

1 国連の諸活動への協力

(1) 会議・委員会等への協力

ア 国連婦人の地位委員会

2003（平成15）年3月、第47回国連婦人の地位委員会が開催され、「メディア及びICT（情報通信技術）への女性の参加及びアクセス、それらがもたらす影響、女性の地位向上及びエンパワーメントの手段としての活用」、「女性の人権及び北京行動綱領・女性2000年会議成果文書において定義された女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力撤廃」等につき議論が行われた。同委員会には、目黒依子上智大学教授が日本代表として出席した。

イ 国連総会第3委員会「女性の地位向上」審議

2002（平成14）年秋に開催された第57回国連総会において、「女性の地位向上」に関する議論が行われた。我が国よりは、房野桂国連婦人年連絡会国際部長が出席した。

ウ 女子差別撤廃委員会

政府は、平成14年9月、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に関し、条約実施のためにとった立法、司法、行政等の措置とその実施の進ちょく状況を含む取組を取りまとめた、女子差別撤廃条約実施状況第5回報告を国連事務総長に提出した。

(2) 国連機関・基金等への協力

平成14年度には、国連婦人開発基金（UNIFEM）に対して、101.8万ドルの拠出を行うとともに、同基金の下に設置されている「女性に対する暴力撤廃のための国連婦人開発基金信託基金」に対して28.8万ドルの拠出を行った。

また、我が国が平成7年に国連開発計画（UNDP）の下に設置したUNDP日本WID基金に149.2万ドルの拠出を行った。

さらに、我が国は、信託基金を国連教育科学文化機関（UNESCO）に拠出し、アジア・太平洋地域における識字教育や途上国における人材育成事業に協力しているほか、財団法人ユネスコ・アジア文化センター等においても、成人非識字者の約3分の2を占める同地域の女性に対する教育の普及に積極的に協力している。

2 WID／ジェンダーの推進

(1) 基本的な考え方

世界の人口の約半分は女性であり、均衡の

とれた持続的な経済・社会開発を実現するためには、女性が男性とともに経済・社会開発に参加し、同時に開発から受益することが可能でなくてはならない。

開発における男女の平等な参加と受益に向けて努力することは、一義的にはその国自身の課題である。しかし、先進国が開発における女性の参加と受益にも配慮した開発援助を実施することを通じて、開発途上国の努力を支援することができる。このようなWID/ジェンダーに配慮した開発援助は、均衡のとれた持続的な開発に貢献し、開発途上国の女性エンパワーメントなどを促進することになる。

我が国は、従来より、国連や経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）等を始めとする国際社会における動向を踏まえながらWID/ジェンダーを推進してきており、また、平成11年8月に公表された「政府開発援助に関する中期政策」においても、「貧困や社会開発分野への支援」の項で「開発途上国における女性支援」（WID/ジェンダー）を重点的に取り組むべき課題の一つと位置付けている。

我が国としても、引き続き、WID/ジェンダーの観点から、男女格差の是正を念頭におきつつ、社会全体の持続可能な経済・社会開発を目標としていくこととしている。

(2) WIDイニシアティブの推進

ア 教育

開発途上国及び他の援助国と協力しつつ、2005（平成17）年までに、開発途上国における6歳から11歳までの男女格差をなくすことを目指す努力を支援している。また、同様にして、2010（平成22）年までに開発途上国の6歳から11歳までの女子のほぼ全員が男子と同様に学校教育を受けられるようにすることを目指す努力を支援している。

イ 健康

2010（平成22）年までに、妊産婦死亡率

（出産10万人当たりの妊産婦の死亡者数）を200以下に下げることを目指す努力を支援している。また、出産に対する圧力を軽減するという観点から、2015（平成27）年までに乳児死亡率（出生1,000人当たりの1歳未満の子供の死亡者数）を35以下に下げることを目指す努力を支援している。

ウ 経済・社会活動への参加

女性のための適正技術の研修・訓練の場の提供、女性の労働環境の改善、女性問題関連の法律・制度の整備のための協力を行っている。また、経済活動への女性の参加を促進する上で、女性の起業家が多い零細企業の育成を支援していくことが有益であるため、女性に対する支援制度の導入を支援し、導入された場合には、資金協力等の積極的支援を行っている。

(3) 様々な枠組みを活用した援助案件の実施

我が国としては、無償資金協力事業（草の根無償資金協力及び日本NGO支援無償資金協力を含む。）、NGO事業補助金、有償資金協力事業、専門家等の派遣等の技術協力事業を通じて、WID分野における支援を継続している。さらに、これら事業の評価を行うことで、より効果的な事業の実施を図っている（第2-12-1表）。

第2-12-1表 様々な枠組みを活用した援助案件の実施

事業		概要	
無償資金協力事業		開発途上国が必要とする経済・社会の発展のための計画に必要な資機材、施設及び役務（技術及び輸送等）を調達するために必要な「資金」を贈与する一般のプロジェクト無償資金協力事業におけるWID/ジェンダー案件は、平成13年度には45件の事業が実施され、途上国の農村女性の健康の維持、労働の軽減、地位の向上に貢献している。また、開発途上国において活動しているNGO等の活動を支援する草の根（小規模）無償資金協力においては、平成14年度には、貧しい女性のための職業訓練、女性の自立支援を目的とする451件の事業が実施されており、日本のNGOの活動を支援する日本NGO支援無償資金協力では、2件の事業が実施されている。	
NGO事業補助金		NGOとの連携強化の観点から平成元年度に設けられた「NGO事業補助金制度」により、外務省は我が国NGOが途上国において行っている女性自立支援事業を支援している。平成13年度は、女性のための自立支援センター建設、自立支援研修等の分野において12件の実績がある。	
有償資金協力事業		対象となる人々が明確である事業においては、事業計画及び事業実施に女性が参加できるように、また事業による便益が男女双方に公平に行き渡るよう、社会配慮の一部としてジェンダー配慮を行っている。平成14年度には、ジェンダーに配慮した案件を5件（交換公文ベース）実施している。	
技術協力事業		平成13年度、国際協力事業団（JICA）はWID/ジェンダー関連案件として、集団研修（集団、一般特設、国別特設、日系集団、第三国研修、現地国内研修）、青年招へい及びカウンターパート研修など個別研修を含めた合計2,586名に対する研修、プロジェクト方式技術協力（研修員受入れ/専門家派遣/機材供与の3形態を組み合わせたもの）64件などを実施した。また、JICAが行った女性に配慮した開発調査は78件であった。	
専門家等の派遣	青年海外協力隊の派遣	原則として20歳から39歳までの実践的な技術、技能を持つ青年男女を、開発途上国からの要請に基づいて途上国に派遣し、現地の住民とともに生活しながら、自らの技術を役立て、移転する援助形態。平成13年度には、計402名の青年海外協力隊員が家政、手工芸、看護師、助産師等のWID/ジェンダーの分野で活躍している。	
	専門家の派遣	専門家派遣事業は、単発で派遣される「個別専門家」と、上述のプロジェクト方式技術協力の一環として派遣される専門家の二つに分けることができる。個別専門家としては、平成13年度には、女子教育、女性の地位向上の分野でグアテマラ、フィリピン等に派遣された。	
研修員の受入れ事業	男女共同参画推進セミナー	平成9年度から途上国の国内本部機構の担当官を対象として、各国の国内本部機構の機能強化を図ることを通じ、途上国の女性の地位向上に貢献することを目的として、内閣府の協力の下、実施している。平成14年度は、7か国から9人の参加を得た。加えて個別一般としてアフガニスタンからの2名の研修員が来日し、同研修を受講した。研修員は、我が国の国や地方自治体における男女共同参画社会形成に関する施策の講義を受けるとともに、自国の国内本部機構を中心とした男女共同参画の取組や婦人の地位委員会多年度作業計画に盛り込まれた課題への取組状況等について情報・意見交換を行った。	
	ジェンダー主流化政策のための行政官セミナー	女性の地位向上のための施策の企画・立案等に携わっている開発途上国の女性行政官を対象に、開発途上国での女性問題を解決するために、教育・労働・福祉など様々な分野を関連させながら女性問題を取り扱うことができるような組織を整備し、総合的な観点から女性のための施策を展開できる人材育成を目的として実施されている。そのため、我が国の教育、労働、環境、保健等の分野で、国や地方自治体の取組について紹介するとともに、NGO等関係機関との意見交換の場を設定している。平成14年度には8か国から8人が参加した。	
	アフリカ地域セミナー：女性と農村開発	フランス語圏アフリカ諸国において地方レベルでの農村開発計画策定を担当する行政官を対象に、ジェンダーの視点を考慮した農村開発プロジェクトの計画立案能力の向上を目的として、平成12年度より実施している。平成14年度は6か国から9名が参加した。	
	女性の教育推進セミナー	開発途上国の女性の教育行政担当官の能力の向上を図るため、JICAの委嘱を受け、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課と国立女性教育会館が実施している。平成14年度は8か国から9名が参加した。	
	事業	女性指導者のための食物栄養改善	開発途上国において医療保健衛生機関や給食施設、あるいは教育現場に従事している女性を対象に、我が国の食物栄養に関する講義、調理等の実習を中心として、食生活に関する正しい知識を身に付け、帰国後現場において栄養、衛生指導による生活や環境の改善に貢献できる人材を育成し、食生活の向上を図ることを目的として、帯広市、帯広大谷短期大学の協力の下、平成8年度から実施している。平成14年度は7か国から7名が参加した。
		「環境と開発と女性」セミナー	地球環境の保全と持続可能な開発に女性が果たすべき役割を明らかにし、ジェンダーの視点からこの問題にアプローチできる人材を育成し、各研修員が自国において、社会のジェンダー関係の変革を通じて政府、NGOなどそれぞれの立場に応じて各種環境対策を効果的に実施できるようにすることを目的として、アジア女性研究・交流フォーラムの協力の下、平成7年度から実施している。平成14年度には7か国から9名が参加した。

事業	概要
能力開発への参画・支援 農山漁村女性の 開発途上国の女性農業者の育成	開発途上国の農業女性指導者の資質向上及び女性農業者の組織強化プロジェクト作成手法並びにジェンダーの視点に立った農家の営農・生活改善と所得の向上を目的とした国際協同組合同盟が実施する研修に対して資金を拠出している。
	開発途上国の女性農業者の能力向上のための研修、専門家の派遣によるフォローアップを実施した。

3 女性の平和への貢献

我が国は、平和を推進する国際機関の役割の重要性を認識し、また、紛争時において最も支援を必要とする人々は女性や子どもであることを考慮し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対し積極的な協力を行っている。

また、内閣府では、平成14年2月から、内閣官房長官の主催により「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」を開催している。同懇談会は、同年5月、女性／ジェンダーの観点から、「政治・制度的枠組み」、「教育」、「保健医療」、「産業・職業」、「基礎インフラ」「平和・安全」の六つの重点支援分野に「国内における取組の点検と評価」を加えた各分野について、今後我が国が女性支援を進めていくに当たっての基本的考え方、支援策の方向性及び具体的支援策等を盛り込んだ提言「アフガニスタンの女性支援策について」を取りまとめ、内閣官房長官に提出した。

4 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

我が国では、近年、国際会議への政府代表団の女性のメンバーが漸次増加しており、2003（平成15）年の第47回国連婦人の地位委員会及び2002（平成14）年秋の第57回国連総会においても、民間女性を「日本代表」、「政府代表代理」等の資格で派遣したほか、女子差別撤廃委員（女性）も2006年までその任期を務めることとなっている。

また、日本人女性の国際機関への参画も進んでおり、国連を含む国際機関における日本人の女性職員数（専門職以上）は、1975（昭

和50）年の19人から2002（平成14）年には333人と大幅に増加している。

5 国際交流・協力の推進

(1) あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

外務省では、平成7年度より毎年日本・ヨルダン・エジプト・パレスチナ女性交流プログラムを実施しており、14年度は、「女性と医療」をテーマとして、ヨルダン、エジプト、パレスチナより医療分野で活躍する女性を我が国に招へいするとともに、我が国よりは、ヨルダン、エジプトを訪問し、関係者と意見交換を行った。

技術協力事業として国際協力事業団（JICA）においては、WID／ジェンダーに知見や関心を有する外部有識者を招いた「ジェンダー・WID懇談会」並びに重点課題別支援委員会「開発とジェンダー」を定期的で開催しているほか、プロジェクトの計画段階において、WID／ジェンダー専門家が対象地域の社会／ジェンダー調査を行い、男女格差の縮小や男女の参画を促すような実施計画案への提言を行っている。また、OECD／DACジェンダー平等作業部会並びに国連婦人の地位委員会に継続して参加し、開発援助におけるジェンダーの取組について他の援助機関と知見を共有している。

内閣府は、男女平等に向けて特に早くから取組が行われている欧州諸国での男女共同参画の動きや変化について情報を得るとともに、政策担当者との意見・情報交換ネットワークづくり等を目的として、欧州評議会第26回男女平等運営委員会（2002（平成14）年11月）に、オブザーバーとして参加した。さらに、

2001（平成13）年12月に「日・EU協力のための行動計画」が採択されたことを契機に、男女共同参画に関する日・EU協議（2002（平成14）年11月）を初めて実施し、相互の情報交換と今後の展望についての話し合いが行われた。また、全国的視野に立った男女共同参画社会の形成の促進を図るとともに、国際的協調をより深めるべく、我が国と共通の課題を持つ諸外国の男女共同参画分野における有識者を東京都及び秋田県に招へいして「男女共同参画グローバル政策対話」を開催した。

厚生労働省では、「女性と仕事の未来館」において、我が国の女性労働関係者と開発途上国の女性労働関係者との相互交流を行い、我が国のこれまでの女性労働の経験、就労支援策に関する情報提供と技術的支援を実施する等、「開発と女性」の視点を踏まえて、開発途上国への援助を推進している。

(2) 環境問題に関する国際協力等の取組の推進

2002（平成14）年8～9月に南アフリカで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」においては、21世紀最初の包括的な行動指針を示す「実施計画」が採択され、当該会議の成果の実施が女性に恩恵をもたらすことを認識する、という導入部分を始め、男女平等に基づいたあらゆるレベルの意思決定への女性の平等なアクセスを促進することなどが明記された。

(3) 女性の教育分野における国際交流・協力の支援

文部科学省では、女性教育団体が行う指導者の海外派遣事業等に対して助成するとともに、女性団体等が実施する地域の国際化・国際理解に関する学習や国際交流・協力活動の促進に努めている。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、国際的な視野からの課題分析を行うとともに、参加者間の国際的情報ネットワーク形成の推進、国際レベルでの女性のエンパワーメ

ントを実現するための情報処理技術の研修、途上国における女性教育の推進支援等を実施している。このほか、各種団体等の国際交流機会の確保を図るとともに、同会館の活動や最新の日本女性の現状について、英文で海外に紹介する「NWEC Newsletter」を年2回発行している。

(4) 経済分野における国際協力

APECにおいては、2002（平成14）年9月に第2回APEC女性問題担当大臣会合がメキシコのグアダハラで開催され、APEC域内の持続可能なジェンダー統合及び女性の経済的利益と機会の向上のためのメカニズムを勧告する大臣共同声明が採択された。また、1999（平成11）年に採択された「APECにおける女性の統合のためのフレームワーク」の実施のため設置されたアドホック諮問グループは、2002（平成14）年末までAPECの各分野における活動にジェンダーの視点を反映させるための作業を行ってきたが、同グループの任期完了に伴い、今後はAPECの各分野の作業部会にジェンダーに関する責任者が置かれ、作業が継続されることとなった。